

日本法哲学会創立五十周年記念

法哲学会のあゆみ

日本法哲学会創立五十周年

記念誌刊行委員会

一九九八年十一月

日本法哲学会五十周年記念

法哲学会のあゆみ

目次

(表紙題字 佐藤 節子 会員)

刊行にあたって

笹倉 秀夫 1

随想 学会創設・確立の頃

(執筆者 五十音順)

大学紛争と価値判断論争のはざままで

一九六〇年代後半の想いで

青井 秀夫 5

法哲学・法哲学会についての断層

大橋智之輔 8

法哲学の揺籃時代 日本法哲学会発足の頃

小林 直樹 12

回想・日本法哲学会 一九七〇年前後を中心に

小谷野勝巳 18

思い出すまま

佐藤 節子 22

法哲学を学びはじめた頃

六〇年代から七〇年代はじめを振り返って

田中 成明 26

私の法哲学入門時代

田中 茂樹 29

日本法哲学会私観

千葉 正士 32

大学院の頃

野口 寛 35

目次

法学と諸先生との出会い	深田	三徳	41
初期法哲学会の思い出	三島	淑臣	44
日本法哲学会の五十年を通観して	水波	朗	48
思いで 学会創設確立時の	矢崎	光圀	51
資料			
学会成立事情について			55
日本法哲学会創立總會記事（再録）			
聞き書き・学会成立事情	竹下	賢	
日本法哲学会学術大会の記録			59
日本法哲学会歴代役員一覧			70
「随想」執筆者			77
編集後記	大塚	滋	78

刊行にあたって

日本法哲学会理事長 笹倉 秀夫

日本法哲学会が創設五〇周年を迎えたことを祝賀して、記念誌『法哲学会のあゆみ』を刊行することになった。この記念誌は、十三人の会員の方にそれぞれの時期の学会をめぐる思い出を語っていただきながら法哲学会の今後のあり方についてもご教示いただくものである。貴重な原稿をお寄せいただいた各会員に厚く御礼申し上げますとともに、編集の労を執られた竹下賢、大塚滋、桂木隆夫、桜井徹の諸会員にも心より感謝したい。

日本法哲学会の創設時の会員数は四十二人であり、現在の会員数は四九二人である。五〇年間に会員増加があまりなかったことを嘆くよりも、敗戦下の混沌状況の中でどのように多くの会員を結集しえたという事実から、原理的なものの追究や全体性構築への創設時の意欲を熱いメッセージとして読みとるべきであろう。

実際、創設時の本学会は、専門法哲者のツングフト的結社というより、法学者が専門

分野のワケを越えて集まり、法をめぐる根本問題を共に深め合うフォーラムであった。何しろ専門の法哲学者がごく少数しかいない時代である。一七人の理事・監事をみて、法哲学者は恒藤・和田・尾高そして田中の四名だけだ。学会誌である『法哲学四季報』は、第一号こそテーマは「自然法と実定法」と法哲学的だが、第二号は「刑事責任の本質」、第三号は「法と政治の連関」、第四号は「労働基本権」と、実定法学や政治学の根本問題を受け止めて原理的考察をしようとし、編集者も当該分野からの会員が引き受けている。

この創設時に尾高朝雄が学会のあり方について述べているところは、今日のわれわれにもきわめて示唆的である。かれによれば、法哲学の問題は「深く人間生活の実際と結びついて」いる。たとえば、勤労者は「労働の哲学や配分の法理」に直面して考え、家庭の主婦は「婚姻の哲学や家族関係の本質」に思いをひそめる。こつしたところこそ法哲学の源泉がある。この点で法哲学会は、実定法学者のみならず「心ある社会人のすべてにむかつて」開かれたものでなければならぬ。しかも法哲学は、できあがった文化財ではない。法哲学者は、広く社会の生活現場から問題提起を受けて思考し、その思考した事柄を生活現場で試し確かめる。日本法哲学会はそのようなところにまで開放的なフォーラムであるべきであり、社会と書齋・研究室との間をつな

ぐ太いチャネルであるべきだ、と尾高は言う（『法哲学四季報』第一号・第二号編集後記）。ここには、敗戦後の再出発にあたって民主主義を学会精神として内在的に受け止めた新鮮な息吹がみなぎっている。わが学会がこのような開かれた精神をもって出発したことを、われわれは誇りに思う。

その後の五〇年間でわれわれはどうあゆんできたか。法哲学においても専門化が進行し、法哲学会の専門集団化が強まった。われわれはまた、内外の諸学問から押し寄せる圧倒的な量の新情報を日々処理していかなければならない。だが、こうした状況下においても、否、むしろこうした状況下にあるがゆえにこそ、われわれは、この日本の現実社会が問題の源泉であり思索の検証の場であり、それゆえそこに生きる人々と共に思考すべきことを、何度も自己確認する必要があるだろう。日本の法哲学の自立と成長は、結局のところこの日本の生活現場の土壌の中に深く根を下ろすことによつてしかありえないのだ。

創設五〇周年のこの記念すべき年を、われわれは学会の自己確認の時として生かしたい。先輩の営為をあとづけ五〇年の蓄積を再確認し合うとともに、そこに照らし出されてくる未来への道を、一人一人の課題に内在化させて受け止める、そうした再出発の年にしたい。

随想

学会創設・確立の頃



大学紛争と価値判断論争のはざまで

一九六〇年代後半の想い出

青井 秀夫

今から三〇年位昔の話になるが、小生が大学院で研究を始めた昭和四〇年から関西を去ることになった昭和四五年頃までの時期に焦点をあてて、関西法理学研究会周辺での人や学問の動きを回想してみたい。それにドイツ留学時代の若干の感想を付け加えようと思う。

この時期は、大学が大学紛争という未曾有の試練に見舞われた激動の時代にあたっている。こうした背景からやむをえぬこととはいえ、関西法理学研究会は冬枯れの時代であった。活動は不活発そのもので、中堅の法哲学者が顔を出されることは珍しく、例外的に阿南成一教授や飛沢謙一教授のお姿を時折

おみかけした程度である。小生が「エンギツシユの『法律家の世界像』というテーマで報告を担当させて頂いた折も出席者は数名で、ただ珍しく谷口知平先生（大阪市大）がお見えになられていると有益な質問を下さり、恐縮したことが記憶に残っている。研究会としては、民科部会の方が、例会の回数や参加者も多く、磯村哲教授や天野和夫教授などが熱心に参加しておられたため、雰囲気は充実していた。時流を反映して、社会学者としてマルクスをどう読みどう適用していくか、またその限界を克服するのはM・ウェーバーであるかそれともポパーか、といった問題が、法理学研究会メンバーの関心

の底流をなしていた。それと絡めた形で、日本法哲学会全体としては、法実証主義の克服、分析哲学的法理学と経験法学の評価、実用法学者から提起されていた法律解釈と価値判断の關係の解明、などをトピックテーマとして取り組んでいた。もちろん、かような関西法理学研究会の不活性状態は、見方を変えれば、各研究者が刺激倒れに陥らずに自分の課題に専念できる、というプラスの条件につながっていた側面も、無視することはできないかもしれない。

昭和四五年の春に、小生は、仙台に赴任することになり、関西法理学研究会とはお別れして、東北大学の研究者(世良晃志郎教授・広中俊雄教授など)を中心とした「社会科学の方法」研究会に参加させて頂くことになった。この研究会では、M・ウエーバーがマルクスかほかまたケルゼンか、という思想的対話を軸に、密度の濃い論争が、二次会・三次会の席まで続けられた。こうした議論の風土は、上述のような関西の研究会の雰囲気しか知らない小生にとつ

て、当初はまるで別世界のように感じられた。人数こそ少なかったが、隣接分野の人たちとの学際的論争の厳しい作法をこの研究会で鍛えて頂けたことは、幸いであった。

仙台赴任後四ヶ月たった昭和四五年の夏、小生は、ミュンヘン大学のアルトウール・カウフマンのもとで勉強を続けるために、ドイツに旅立った。カウフマンのもとでは、政治学者、哲学者、医学者、神学者、社会学者その他が常時参加する、スケールの大きな学際的議論が活発に繰り広げられていた。ここでは、若い人たちの論戦への参加や挑戦的言動もめざましく、議論の熱っぽさは、目を見張るばかりであった。そのなかには、現在学界の第一線で活躍しているO・ホエツフェ、N・ホエルスター、W・ハツセマー、U・ノイマンたちの姿があった。

ドイツに留学して、日本法哲学界の論壇テーマが、一時代も二時代も遅れていることに気づくことになる。関西で小生が洗礼を受けた価値判断論争は、ド

イツの論壇では、とうの昔に過去のものになっていった。しかも、それに次ぐ大論争であるヘルメノイテイク論争すら、ドイツではそろそろピークを過ぎかけており、時代は、ルーマン・ハーバーマス論争へと展開しようとしていた。ヘルメノイテイクはおろか、ルーマンのルの字も知らない小生には、かような潮流変化のテンポの速さは、全く驚くばかりであった。

南ドイツにいた小生には、当時は知る由もなかったが、一九六〇年代の北ドイツでは、ミュンスター大学の法理学研究会が極めて活発であり、R・ドライヤー、M・クリーレ、N・ルーマン、E・W・ボエッケンフェルデなど、多くの著名な学者を世に送り出している。それには、ヨアヒム・リッターとH・J・ヴォルフ(ルーマンはヴォルフの弟子である)という二人のリーダー、つまりアリストテレス主義者とカント主義者という全く異なるタイプの思想家がいつも熱心に参加して、テンションの高い議論の土

俵を形成していたことが大いに寄与しているといわれている。かように宗旨の全く違う神々が同じ土俵のなかで論争をしても、仲違いせずに行っているドイツ人の度量の広さというか、ドライなエートスは、日本人の目から見てもことにうらやましい限りである。ドイツで垣間見たこうした研究会活動を京都や仙台での研究会活動に重ね合わせてみると、我が国の法理学研究がドイツのレベルに達するには、どういう環境条件の整備が必要であるのか、自戒を含めているいろいろ考えさせられることが多かった。



法哲学・法哲学会についての断想

大橋 智之輔

私に与えられたテーマは「日本法哲学会の創立・確立の頃」一九七〇年代前半頃迄である。しかし、創立期は知らないので語る資格はない。以下、全く個人的な感想を断片的に書きとめる事で御容赦を願いたい。

(1) 私が初めて読んだ「法哲学」の書物は、高校三年時の尾高先生の『法哲学概論』だったと思う。それ迄はヘーゲルの「法哲学」を除けば言葉しか知らなかった。もちろん『法の究極にあるもの』をめぐる論争も知らなかった。

大学に入った一九五〇年の秋、古書として廉売されていた加古祐二郎『理論法学の諸問題』を購入し、

パシユカーニスや「法律物神性」に興味を持った。前者には、佐藤栄訳『マルクス主義と法理学』があったが、法実証主義を「法律積極主義」(これは昭和初期に論争された「法律的積極主義」と異なることは云うまでもない)と訳す等、読みづらかった。「法律物神性」との関連で、加藤新平先生の『法学的世界観』に接し、またテーマは異なるが同『国家権力の正統性』に大きな刺激を受けた。

(2) 卒業一年後に、法哲学をまともに勉強し始めてからのもつとも強烈な出来事の一つは、碧海さんによる「従来の法哲学」批判であった。哲学が、諸学の学的性格の批判に止まらず自己の学的性質の吟

味をも担う事は、観念的に了解していたものの、法哲学の学問性を当然視していた私にとつて、この批判は衝撃的であつた。以後、広義の所謂「世界観哲学」の学問性を何らかの形で弁証する課題を、多くの法哲学者（例えば加藤新平『法哲学概論』における「健全な思弁」を想起されたい）同様私も背負う事になる。但し碧海さんの側で、批判を緩和された事もあり、さらに思考の流れが意味論から語用論に移る状況も加わつて、なんとなく「日本風に」議論は後景に退くが、提起された問題は決して過去形の事柄では済まされないであろう。尚この問題については他の人も記述されるであろうから、これで止める。

(3) 法思想史に関しては、日本の法思想・法哲学についての研究の広がり・深まりに注目したい。勿論、それ迄にも少数だが「日本の法思想」研究はあつた。しかし法哲学者の思想史研究は圧倒的に欧米を対象とするものであり、「日本の法思想」研究の遅れは、政治思想史や社会思想史研究と比較すれば明

らかであつた。折しも「開国百年」や「明治百年」の「歴史ブーム」が起こり、法学の領域でも「近代日本の法思想史」研究が企画された。結果は、出版社企画の成果で見る限り、他の領域の『思想史』に比して貧弱であつた。この頃、峯村先生を研究責任者として「科研費」を利用した法哲学研究者の共同研究が行われ、やがて法哲学会のテーマともなつた。これらも機縁となつて、日本の法思想を研究する層も拡がり、さらに研究対象も拡大して東北アジアの法哲学も視野に入れられるようになった。

(4) 一九六七年から八年間は若輩の理事として「外回り」の雑用を託された。その一つは法学・政治学関係の諸学会の協力組織として形成された「法学・政治学会連合(略称「法政連合」)理事会」への出席であつた。当時漸く各学会とも春秋二回の開催を一回に整理する様になつたが、なお同一地域・同一時期の開催が、求められていたので主としてその調整を課題としていた。公法・私法等の大きな学会の開

催日を中心に、例えば法哲学会と法社会学会の開催を連続させる日程を作る等々。その後、学会会議の研究連絡会議が法学・政治学の全学会の委員の集合する大研連に改組されるに伴い、この調整作業は研連の場に移され更に、各学会が開催時期・開催地を独自に決定するに至り、「法政連合」の存在意義も薄くなって「休眠」を決議し今日にいたっている。

(5) 「外回り」のもう一つの仕事は学会会議の研連への出席である。私が研連に関係した時、今の「基礎法学研連」に対応するものは広義の「比較法研連」と称していた。他に公法・私法・刑法・等々の研連があつたが、やがて上述の「法学政治学研連」に改組された。この研連で毎年、国際学会への派遣も検討され、翌日の学会会議二部会で正式に決定される仕組みであつた。当時は国際会議への参加を希望する学会は多くなく、比較法・国際法・刑法関係で大部分を占めていた。従つて、四年に一度の国際法哲学会への派遣も殆ど異議無く認められた。その後、国

際学会への派遣を希望する学会も増加し、加えて法哲学関係では二年に一度と頻度が増えるにつれ、学会会議の予算による派遣は次第に窮屈になつた。しかも政府の財政的締めつけも加わつた。即ち創立以来、学会会議が屢、政府の科学政策を批判した事から政府に冷遇され、物価上昇にも拘わらず予算が据え置かれたので派遣人員を縮小せざるを得なくなつたのである。この予算の「事実上の減額」の影響を受けて、「Japan Annual」も廃止となる。それ迄外国に日本の法学・政治学の状況を伝える欧文の原稿を各学会は毎年提出しており、法哲学会では若手が順次その原稿を担当していたが、この海外向け欧文の年報も、予算上困難となる。取り敢えずの対応として各学会は二年に一度の原稿提出とし、やがてそれさえも困難となつて結局廃止となつた。数年に一度程度の情報提供では読む人もいないであろうと判断されたからである。

(6) 学会内の運営特に「実行委員」制度に関して。

総会では次期学会に取り上げるべきテーマにつきアンケートを実施してきたが、殆ど提案はなく、学術総会後の役員会でも、十分な検討を行う時間的余裕が無かったので理事長一任で終わる事が多かった。

そこで理事長が関東・関西にそれぞれ約三名の実行委員を指名し、この委員達でテーマの設定・報告者の選定が進められた。何分にも学会開催の時間的間隔が短い事から、この仕事は結構面倒なものであった。しかも「役員会の形骸化」にも繋がる。やがて井上理事長の時代に、役員会の運営の充実を期して「実行委員」制度は終わりを告げる。しかしテーマの設定・報告者の依頼には、何らかの形で責任を持って担当するメンバーが必要である。それ迄も特定の人に、テーマの設定、報告者の人選を委ねた場合があったが、「企画委員会」を設け、時間的に余裕を持ってテーマ・報告者の決定・依頼が行われる方式が成立するには、尚かなりの年数の経過を必要とした。「分科会」方式の導入による「報告の場の拡大」が、

そのための条件整備として働いたと云えそうである。



法哲学の揺籃時代

日本法哲学会発足の頃

小林 直樹

太平洋戦争の敗戦を境に、日本の法哲学界も大きな転機を迎えた。尤も、法学の分野では最も“浮世離れ”のした法哲学は、憲法学などと比べると、思想的転換の波を真向から浴びたわけではない。それに、連合国（といっても主にアメリカ軍）の占領下で、日本の民主改革が急速に進められていたものの、旧軍事勢力の解体や農業改革を除くと、統治構造の実体はまだ根強く保存されていた。行政権の担い手の旧官僚は、殆どそのまま温存されたし、天皇制も「象徴」という形で、新憲法の中にいわば“再生”定着された。政界もまた保守勢力が圧倒的につよく、周知の如く二〇世紀の終わりまで 短期には形の

で社会党政権があつたものの 大戦後の日本を牛耳り続けてきた。いつてみれば、憲法的変革の重大さにもかかわらず、政治社会の内実や思想面では、旧体制との連続性は、外見以上に強く今日まで残されてきたのである。「冷戦の始まりと共に、アメリカの対日占領政策が顕著に変わった事も、政治・経済の旧勢力の復活を助けたけれども、もともと日本社会の保守的体質は、容易には“改革”されない粘着力を持っていたといえる。この事は、長期保守政権のほか、長い間続けられてきた反動的な改憲運動や、日の丸・君が代の復活等にはつきり現れている。」しかし、こうした一般状況にも拘わらず、日本の

法学界は 歴史学界や政治学界等とともに 戦後民主主義の潮流の中で、民主化と近代化を推し進め、戦中・戦前には見られなかった、新しい研究と学会活動を展開した。日本法哲学会の発足も、相前後して始まった法社会学会・比較法学会等と並んで、法学の新分野を切り拓く運動の重要な一環を成すものであった。冒頭に述べたように、それが大きな“転機”を意味したのは、今では基礎法学の中心的部分を占める法哲学が、重要な市民権を漸く確保しえたことにあるといえるだろう。

むしろ戦前にも、重要な大学の法学部の講座には「法哲学」（或いは「法理学」）はあったものの、解釈法学が圧倒的に支配していた当時では、メイン・ストリートからは程遠い小さな脇道のようなものであった。その教室に足を運ぶのは、間違つて法学部に入った哲学青年か、実定法にないものを求める少々ツムジ曲がりの学生か、どちらにしても少数の変わり種が大部分だっただろう。それに講義の担当

者も殆どが、刑法なり民・商法なり、他の法学分野からの兼任の教授であつて、法哲学専攻の学者は明治国家の末期でも 東京帝国大学の尾高朝雄教授ほか たぶん五指に満たないという状況であつた。戦後はこの状況が変わる。実定法の解釈学中心という“法学部の伝統”は、どの大学でも変わりなく今まで維持されてきたが、法哲学のウエイトは戦前とは著しく違つたし、専門学者の輩出も、法学界におけるこの学科の地位向上を映しているといえるだろう。また何よりも、日本法哲学会の形成と発展、およびそのメンバー達の国際社会における活躍は、戦前との決定的な違いを示す明らかな徴表となつている。「欧米追隨の強い傾向は戦前と同じく、この学界の“体質”のような性格となつていているけれども、これは別個に考察されるべき問題であろう。」

*

タイトルの本論として、法哲学会の結成とその初期（一九五〇年代中頃辺りまで 五六年、尾高教授

の不幸な急逝がその前後を分つメルクマールになる。序にいえば、私は先生の奇禍の時はドイツにいて、恩師の“死に目”に会えない不運を嘆いていた。それから間もなくドイツ留学から帰国したが、一年余り後には憲法学を専攻することに決まり、私個人にとつてもその頃が大きな転機になった)の状況について、思い出すままに書いてみる。

法哲学会は一九四八(昭和二三)年五月に 丁度この執筆時から半世紀前 東京大学で創立総会を開いた。全国規模の学会の組織化を計る動きの先頭グループに入るが、そこには法哲学がすべての実定法学の“扇の要”の位置を占める、という高揚した気分が溢れていた。ただ、会員の構成上、二つの顕著な特色が見られた。一つは、前述した通り、まだ専門の法哲学者が少なく、現に理事一五名のうち尾高朝雄・恒藤恭・和田小次郎の三氏のほかは、刑法(木村龜二・滝川幸辰)、憲法(宮沢俊義・川村又介)、民法(末川博)、商法(田中耕太郎)会長)、国際法

(横田喜三郎)、労働法(菊池勇夫)・経済法(峯村光郎)など、いづれも実定法畑出身の著名な人々が選出されていた。もう一つの特徴は、まだ少数の若手研究者たちと、戦前派の既成大家たちとの世代間の空隙が大きく、中堅層が極端に少なかったことである。早大の和田小次郎、京大の加藤新平の両教授は、この空隙を埋める貴重な存在であったが、他の若い専攻者たちは皆、研究の緒にいたばかりのいわば徒弟(助手・院生)にすぎなかった。(しかもそれらの大部分は、東北大の千葉正士、関西の天野和夫、九州の水波朗らを別にすると 東京しかも尾高門下に学ぶ面々であった点で、非常な偏りがあった。)このような事情から、若年層(とくに井上茂・小林・阿南成一・矢崎光圀・平野秩夫・松尾敬一・碧海純一らの尾高門下生)は、学会成立以前から準備作業に駆り出されるとともに、学会運営の上でも実質的な働きをすることになった。発足と同時に出し始められた(当時はクォーターリーの)学会誌「法

哲学四季報」の毎号に、上記のメンバーが学会報告や書評・論文の執筆を担当しているのを見れば、当時の状況が推察されるだろう。

*

こうした若手を育てるとともに、学会の中心にあつてその運営・発展を推し進めたのは、尾高教授である。先生は戦争末期に名著『国家構造論』と『実定法秩序論』を著わし、京城大から東大に招かれ、始めて法哲学専攻の講座を担任となつた、気鋭の第一人者である。ただ、移籍後間もなく陸軍に動員され、本格的講義を開始したのは漸く終戦後のことである。幸いにして同じ頃に“復員”した井上・小林は先生の最初の弟子になり、引き続き上述のメンバー及びその他（ロシア抑留のため遅れて帰国した松下輝男や、やがて経済法に転じた丹宗昭信ら）が加わり、たちまちにして多士済々の“尾高シユール”が形成されるに至つた。ただし、先生のまわりに集つた一〇人余の、法哲学を志す面々は、甚だ多彩

で、新カント学派・ヘーゲル学派・カトリック自然法論・分析哲学・ソビエト法理論など、種々の思潮や対象と取り組み、決して一色の“シユール”をなすものではなかつた。彼らはむしろ、懐の深い先生の下で自由に研究し・討議し・先生とも闊達な議論を通じて、それぞれの個性に応じて“育成”された、という意味での“尾高学園”の塾生、と呼んでもよいように私は思う。五〇年代中頃、先生が医療事故で世を去られる頃までの、学会の実質的な動向は、先生とその学園育ちの若い人々の活動に支えられていた処が多い、といつても過言ではないだろう*。

当然のことながら、東京に偏っていた研究者の分布は、その後関西はじめ全国への広がりによつて大きく変動し、法哲学会は文字通り全国的組織として、今日見られるような発展を遂げた。その初めの過渡期に縁の下の支えに加わつた一員として、“尾高学園”で学んだ学恩への感謝とともに、当時を回想するたびに深い感懐を覚えずにはいられない**。

* 尾高先生の思い出を語り出すとキリがないが、当時の雰囲気を伝えるために、その一こまだけでも書いておこう。

先生は生まれながら健康と環境に恵まれておられたせいもあってか、学者には珍しい豪放磊落な方であった。議論好きなのは学者に通有の事だが、先生の場合、誰でも・どこでも、いつも明朗にして闊達、淀みもなければシコリも残さない、大変明るいものであった。弟子たちとの間には、戦後改革の非常な多忙の折であつたにも拘わらず、先生は都合のつく限り、共同討論の場を持つて下さつた。例えば昼食時には時折、共同研究室（当時、法哲学のグループは、刑事法の研究者と一緒の大部屋にいた。）に、それぞれ弁当（戦後の事だから、今とは全く違つてひどく貧しいものだったが）を持ちよつて、先生を中心に学談の花を咲かせた。それに学期の終わりや新年には、半ば恒例のように先生を囲む酒宴を持つたが、その席も話題はいつも

学問的なものに終始した。このシンポジオンにおいては、お酒の大好きな先生は、酔うほどに益々高揚し、普段の雄弁に拍車をかけ、若者たちに真向から議論をいどむ、颯爽としたリーダーであつた。ああ、あの饗宴のなつかしきかな。

上述のスケッチでも想像されるとおり、先生は未熟な私たちを上から見下すのではなく、恰も平等の仲間のように、同じ目線で議論を交わし、ご自分の意見を強く説きながらも、けつしてそれを押し付けることはしなかつた。むしろ若者たちに上から権威によつて教えるのではなく、“挑戦”し、弟子たちの意見に耳を傾け、それらとの対話の中で自説を検証していくという仕方、文字通り弁証法的態度をとられたといつてよいだろう。またその場合、先にも一言したとおり、遠慮のない批判や異説に対しても、感情的にシコリを残すようなことはなかつた。この点で先生は、理論上の“価値相対主義”者であるだけでなく、実践上も自らそれを実践された点で、やはり優れた学者の手柄を

示してくれたと思う。色々の面で文字どおり「不肖の弟子」である私も、右の二点では先生の模範に習い、学問的議論である限り、どんなに若い学徒でも対等の相手として語り合い、またどんな異説にも個人的なわだかまりを持たないように努めてきた。・・話は少しく脇道にそれたが、「尾高学園」は、その良き師匠の下で、個性的な法哲学徒を育て、それを通じて学会に多大な貢献をしたと言ってよいだろう。

* 尾高先生のほか、私個人が触れて、法哲学の上で種々の学恩を受けた先生方も少なくない。紙面のため、ここでその方々について語る余裕がないのは残念だが、若干の人々のお名前だけでも挙げておきたい。(列挙には敬称略) 東北大学では、木村亀二、清宮四郎。東京大学では、田中耕太郎、野田良之、丸山真男、団藤重光。早稲田大学の和田小次郎(同氏については、拙著『法・道徳・抵抗権』の末尾で触れておいた)。それに慶応大学の峯村光郎。関西(主に京都大学)では、

恒藤恭、末川博、加藤新平(同氏については加藤教授退官記念論集『法理学の諸問題』の拙論の冒頭で触れてある。)等々の諸教授である。法哲学の初期にこれらの諸先生に接して、色々と教えを受けた学恩と思い出は忘れがたいものがある。今の若い研究者たちにも、これらの方々の残されたお仕事に接し、そこから学ぶ機会を持たれるよう、希望してやまない。たぶん、時をへだてた今日でも、教えられるところは少なくないとおもつ。



回想・日本法哲学会

一九七〇年前後を中心に

小谷野 勝巳

日本法哲学会の発展史の上で、そして一九六〇年度より会員に加えさせて頂いた筆者自身にとつて、法哲学の学問状況に関するとりわけ印象に残る時期に一九六〇年代後半から七〇年代前半のそれがある。この時期の、つまり本学会創立後二〇年ほどが過ぎた六〇年代末の数年間の社会状況は大学紛争が激化し、大学の内外で六〇年安保闘争以来の政治的緊張が高まっていた。大方の大学教員はそこで提起された生の諸課題への対応に苦慮しつつ各自の専攻領域の研究に携わっていた。本学会では他の諸学会もそうであったと思うが、学術大会総会の会場を確保する困難をその都度関係役員・会員が切り抜ける

れ、大会は年一回春か秋に一日ないし二日間（四九年度第二回大会より六二年度第二九回大会まで春秋各一日間年二回開催）、主として大学外の施設を利用して開かれた（「日本法哲学会学術大会研究報告テーマ・報告者氏名一覧表」）。「日本の法哲学」「日本法哲学会編、法哲学年報一九七九・日本法哲学会創立三〇周年記念特集（2）、一九八〇年有斐閣（参照）」。当時は日本の戦後も憲法を基礎とする法制の変革後二〇年以上の年月が経過し、法学界においてはその間の法の理論と実際に関する回顧、反省、展望が多角的に始められた。因みに、そのような企て（それは戦後の右の時期以前にもいくつも見られるが）に、

「戦後法学 問題史的回顧と展望」(法律時報第三七巻第五号、一九六五年)、「学説百年史」(ジュリスト・四百号)記念特集、一九六八年)、『戦後の法学』(潮見俊隆編、一九六八年、日本評論社)、「日本法と英米法の三十年」(ジュリスト・六百号)記念特集、一九七五年)などがある。

一九六五年第三二回大会から七五年第四二回大会までの十一回の大会のうち九回のそれにつき共通ないし統一テーマが企画され、それらは順次、現代法哲学の諸傾向、正義の現代的意義、法の解釈・運用をめぐる諸問題、刑法理論と法哲学の連関、法的推論、現代自然法の理論と諸問題、法哲学の課題と方法、正義、法と倫理、であつた(前掲「日本法哲学学会 学術大会研究報告テーマ・報告者氏名一覧表」参照)。とりわけ七三年第四〇回大会の「法哲学の課題と方法」というテーマは、筆者にとって同時代のわが国のこの学問分野での画期的状況を鮮烈に想起せしめるものがある。すでにこの時点より八年前に法哲学

の対象と方法をめぐって次の指摘がなされていた。「法哲学における戦前と戦後ということを考えてみると、時間的意味での戦後に、学問的意味での戦前が長かつた。この戦前の法哲学の延長は、とくに法学と哲学との関連にみられる。・・・中略・・・戦前と戦後と 戦後における「戦前」の法哲学と「戦後」の法哲学と を分かつ理由の一つ、がそこにある。結局、「哲学」ということについての考え方、その哲学の対象と方法との性質の問題になる。」(井上茂「「法哲学」批判」(法律時報第三七巻第五号、一九六五年)。およそ学問における対象と方法ということは常にいわれることであり、法哲学の場合にもしばしばいわれてきたことである。戦前のわが国の法哲学の中にも貴重な業績がいくつもあるが、しかし実情は対象に方法が負けてしまふか、方法の独走に終わるケースが多かつたのではなからうか、方法が対象に規定されるのはある意味で当然のことであり、また必要なことであるが、しかし方法の側に自主的な

いし自立的な原理がないために方法が対象に圧倒されてしまい対象の中に埋没する例が多かったのではなからうか、そのような原理に立脚した方法を立てそれに対応して対象を限定したのは法哲学の場合「戦後」のことである、というのがそこでの趣旨であり、それは当時のオックスフォードの日常言語学派の哲学的基礎に立つ「現代分析法理学」の方法論を重視する立場からの批判的考察であった。もつとも、七〇年代初期の時点からみて約一〇年前に、すでに碧海純一教授によりウイーン学派の論理実証主義、とくにそのアメリカにおける成果の研究を通して哲学の性質に関する一つの自律的な原理が確立されていた（『法哲学概論』一九五九年、弘文堂、『法と言語』一九六五年、日本評論社。なお、同教授の立場は七〇年代前半からいわゆる「現代合理経験主義」へ移行していった。）。しかし他方で、第四〇回大会（七三年）で報告された法哲学の学問的性格についての、ヨーロッパの哲学、とくにカント、デイルタイのそ

れを基盤とし、基本的に「全体性」の志向と共に「世界観」への関心に基づいて法の存在意義を問う加藤新平教授の方法論的立場が重く受けとめられた（「法哲学の学問的性格・基本任務・諸問題」法哲学の課題と方法」日本法哲学会編、法哲学年報一九七三、一九七四年、有斐閣）。またそれらと並んで、学会報告の内外において、法実証主義、自然法論、マルキシズム法学、いわゆる「経験法学」などの視点を重視する法哲学その他の基礎法学と実定法学の専攻者による自らの方法論と課題についての反省あるいは相互の対話や議論を通じての理論的検討の進展が示された（法哲学年報、及びその外、例えば、岩波講座『現代法』¹³（井上茂編「現代法の思想」一九六六年）、同講座『現代法』¹⁵（碧海純一編「現代法学の方法」一九六六年）、ジュリスト増刊「法とは何か」（基礎法学シリーズ、一九六九年）、同「現代の法理論」（同シリーズ、一九七〇年）、同「理論法学の課題」（同シリーズ、一九七一年）、同「法の解釈」（同

シリーズ、一九七二年）所収の諸業績など）。

ところで、現代分析法理学の確立者であるH・L・A・ハートは主著『法の概念』（The Concept of Law 1st ed., 1961; 2nd ed., 1994. Oxford. 矢崎光圀監訳、一九六七年、みすず書房）の中で、「命令」や「規範」の観念に代えて「ルール」観念による法的思考の枠組みを構成する諸概念についての説明方法が「jurisprudence」に於ける「フレッシュ・スタート」であると述べた。わが国では六〇年代後半から七〇年代前半にかけてこの方向での理論的考察の深化・拡張とそれに基づく日本社会の歴史的諸事実を素材としての法哲学上の成果が井上茂教授によってもたらされた（『法規範の分析』一九六七年、有斐閣、『法秩序の構造』一九七三年、岩波書店）。

日本法哲学会の歩みの中で一九七〇年前後約一〇年間の学術大会とそれを取り巻く法哲学界における知的営為は、それらのうちに、「法哲学の課題と方法」というテーマの学問的含意を鋭く意識した法の

哲学的探求者が、戦後日本の社会における法をめぐるペレニアルな問題、例えば「法秩序の断絶ないし非連続」、「法と道徳」、「法源」、「法の解釈・適用」、「法の概念」、「正義」などの直接的な、あるいは間接的な関連での難題に逢着して、それまで従ってきた方法をそのまま適用することを暫らく止めて方法それ自体を再検討し、そのことを通してあらためて対象を確定し、ないしは課題を設定して堅実な考察を深めて行くという一つの特色が明確に生み出されたという意味で、戦後の日本の法哲学の「新しい出発」としてたいそう意義深いものであったと考えられるのである。

（一九九八年六月七日）



思い出すまま

佐藤 節子

私の日本法哲学会への入会は一九五五、五六年だったように思う。

学会の規模や運営の仕方は現在のそれと比べべくもない。当時学会は春秋の二回、一日の開催であった。一九六二年十月「法の概念」の統一テーマの下で開かれた学会に報告の機会を頂いたが、私にその旨のお話が届いたのはその年の夏ごろだったように思う。春の学会を終えて、それから秋の学会のテーマをきめ、人選を進めるとすれば、どうしてもそのような運びになる。向こう見ずにお引き受けしたものと、若気の至りにいま冷汗の思いである。

企画がこのように慌ただしく進められたことと並

んで、大会の案内や準備資料なども粗雑なものであった。先の大会で私は報告のための要旨資料を持参したかどうか思い出すことができない。当時自前でコピーを作る方法はガリ板謄写か、青焼きという手間暇かかるやり方しかなかったのだが、どちらの記憶もないところを見ると、おそらくにも用意しなかったのではないかと思う。二年前から企画委員会が構成され、プログラムについて練りに練り、その間電子メールが飛び交い、報告要旨全体の統一を図り、事前に大会全体が一目瞭然になる冊子が届けられるという今日のかっちりした準備体制のもとで、そのために多くの研究時間を割かざるを得ない方々

からみれば、何とも牧歌的な古き良き時代ということになるうか。

すべての選択に動機があるように、私にも法哲学を専攻するきっかけがあった。一九四五年の敗戦の後、女子にも大学への進学の道が開かれたが、職を得る道は厳しく閉ざされていた。そうだとすれば国家試験が一番近い学部を選ぼうと思って法学部を志望した。女子が法律を勉強するなど、きわめて珍な現象であった時代のこと、あちこちから「法学部志望の動機は？」と聞かれて、彼らが立派な答えを期待しているのが察せられるだけに困ってしまった。このようなこと、今の大学生にはどこかの国の昔話のように受けとられそうな気がする。振り向けば手の届く所の話なのだが。

法律の勉強を始めてみて、私には法解釈の講義を「理解すること」はきわめて難しいことがわかった。講義に附いていくことはできる、議論もする、成績

もとれる、しかし全くピンときていないという状態が続いた。どうしてそうなるのか、なぜそう奇妙な言い回しをしなければいけないのか、この学問のどこが「論理的」なのか、などなど。いつの間にか国家試験のことは雲散霧消してしまっていた。当時すでに哲学や論理学に興味をもっていたので、法哲学専攻の選択は私には最も近い道であった。職を得る可能性が限りなくゼロに近くなることをそのとき考えなかつたような気がする。

ナチズムの想像を絶する残忍非道な政治をきっかけに、当時自然法の再生の議論が活発になされていた。比較的早い時期から哲学上の論理実証主義に関心をもっていた私はこの熱い議論にあまり深入りする気持ちになかつた。そしてそれはその後の私の研究生活のあいだ中変わることがない。

規範の存在とはどういうことか、当為の経験科学はどのようにして可能か、権利の法社会学はどのよ

うに可能か、などの問題を考えるのに、川島武宜、碧海純一先生を代表者とする経験法学研究会に参加できたことは有難いことであつた。それは一九六三年に開始されたように思う。経験法学という名前は文部省へ提出した正式の長々とした研究テーマを簡略化して「経験法学」とでもしましょうか、もっと簡単に「EJ会」はどうですか、という川島先生のご発案による単なる命名にすぎなかつたのだが、批判の対象になる度に虚像ができ上り、虚像が巨象に膨張していつて、マルクス主義者からも伝統主義者からも攻撃にさらされることになつた。それが提起した諸問題は解決されることのないまま、その後法哲学の全般的関心は別の方向へいつてしまった。そのなかで、私は相も変わらず、リアルとはどういうことか、主観主義哲学はなぜ駄目なのか、などを寒い国の哲学に沿つて模索し続けている。ひとが何かに引きつけられるとき、どういう仕組みでそうなるのだろうか。尤もらしいことを言おうと思えば言え

ないこともない。では理由はそれかと問われると、そうではないような気がする。では何か。ケルゼンはそのような学説をとるかはその人の性格が決めると言う。では性格とは何か。俗に「血が覚えている」と言う。沢山ある中であるものに魅せられる因子はすでに自分の中に先在、潜在しているように思われる。

一九七一年、スウエーデンでの在外研究を終えた帰途、ブルツセルで開催された法哲学社会哲学国際学会連合（IVR）の世界大会に参加した。そこで日本に赴任途上の青年ヨンパルト氏に初めてお目にかつたことを覚えていゝる。もの珍しく覗いてみた程度の大会参加が、後々私がIVRに取り込まれていく端緒になるとそのときには知る由もなかつた。

この超高速の時代のこと、一九八七年に神戸でIVRの一三回世界大会を開催したことも、昔の出来事になつてしまった。一九八三年のヘルシンキ大会

で正式に日本開催の申し込みをする二年前から資金のめどを立てるために東奔西走したのだから、表に出る一週間の裏に何と長い期間を要したことが。すべての学問が世界と交流するとき、当然の任務を果たしたに過ぎないとはいえ、碧海、矢崎のお二人の先生のご心労いかばかりであったかとしみじみ思う。事務処理についても今なら最新のOA機器を駆使して能率よく運べるであろうが、当時は低機能のワープロがでたばかり、ファックスとはどのようなものかとおぼろげな大学の庶務課に見に行ったものである。この大会を機に、IVR日本支部が正式に組織化され、それは日本法学会のインナーグループとしての位置づけをもって日本法学会のもう一つの顔としての活動を担うことになる。

百花繚乱、百家争鳴の法哲学界の現在を前に、「法哲学はこれからどうなるのでしょうかねえ」という問に接したことがある。それに答える力は私にはない。

そのようなことを考えるに及ばないのが老人の特権である。



法哲学を学びはじめた頃 六〇年代から

七〇年代はじめを振り返って

田中 成明

法哲学という学問に関心をもったきっかけは、加藤新平先生の講義の独特の魅力であった。六〇年安保の年に大学に入学し、マルクス主義や実存主義がはやっていて、人並みにそれらの洗礼を受けたが、段々政治や思想に懐疑的になって司法試験をめざしていた頃に、半ば気分転換のつもりで法理学の講義を聴いていた。講義では、法の内容規定や価値相対主義など、先生が当時すでに一定の結論を得ておられたテーマについて詳しく話しておられ、むずかしかったけれども、知的好奇心をかきたてるものであった。

その後、思いがけず法哲学を専攻することになった。

だが、加藤先生はその頃法律学的方法論の研究に取り組んでおられ、川島武宜『科学としての法律学』やK・エンギツシュ『法律学的思考入門』などについて、先生のご意見を伺ったり、感想を尋ねられたりするものがあつた。当時の我が国の法学界では、川島武宜先生や碧海純一先生らを中心とする「経験法学」という潮流が脚光を浴びていたが、私は、この潮流の法や法律学の見方にはどうもなじめず、何となくこのような潮流にとつて代わる視座を切り拓きたいという関心を比較的早くからもっていた。これは、振り返ってみると、加藤先生がさりげなく口にされる感想や質問から知らず知らずのうちに「教

化」されていたところが大きいように思う。もちろん、学生時代に聴いた法律学の講義や法律相談部活動の影響もあり、また、当時まだ恒藤恭先生が主宰しておられた「法理学研究会」や磯村哲先生が主宰されていた「近代法研究会」での先輩の先生方の議論からもいろいろと学ばせていただいた。

しかし、研究をはじめた当時実際にやっていたことは、哲学文庫でカントの実践哲学関係の著作を読むこと（哲学文庫の小さなドイツ語の活字のせいである）から眼鏡をかけるようになったのでよく覚えていた」と、H・ケルゼンや G・ラートブルフらの著作を中心に今世紀のドイツ法思想の展開を辿ることであった。これは、当時の問題関心と無関係であったとは思わないが、必ずしも直接つながるものではなかった。その頃の仕事は習作的なものや中途半端なものばかりだが、基礎的研究としては、その後の研究にもいろいろな形で活かすことができ、とくに最近の英米の正義論の展開の議論動向などは、こ

の当時学んだ新カント主義から新ヘーゲル主義への展開の争点と酷似しており、非常に参考になる。

振り返ってみると、六〇年代後半は、法哲学のいわばパラダイム転換期であったようだ。H・L・A・ハートやロン・L・フルーラの英米の法理学が次第に影響をもつようになり、私も、彼らの著作に親しむようになってはじめて、「経験法学」に代表されるような傾向にとつて代わりうる法理論を展開する直接の手がかりが得られたように思う。

六〇年代末から七〇年代はじめにかけての大学紛争の頃に、ちょうど在外研究の時期になり、当時の研究との関連でドイツに出かけるつもりであったが、同僚らにアメリカ留学を勧められ、何となく当時のドイツ法哲学がもう一つ魅力に乏しく、法哲学の中心が英米に移りつつある感じもあつたので、少し迷つたが、ハーヴァード・ロー・スクールのフルー教授のもとで在外研究をすることにした。

フルー教授からは、法というものの考え方につい

て多くのことを教えていただいたが、新進気鋭の R・アンガー教授を紹介され、彼の立場に全面的には賛同しがたいけれども、ラディカルな問題提起からその後貴重な刺激を受け続けるようになったのは予期しなかった収穫であった。また、フラー教授が F・A・ハイエクの法理論を高く評価しておられたこともあって、大学入学当時に安保で学内が騒然としているなかで英語の先生がテキストに『隷従への道』の一部を使つて淡々とハイエクの解説をして下さったことなどを思い出しながら、『自由の条件』など彼の著作を読んだことも忘れがたい。もつとも、その当時は、彼の理論がその後再び脚光を浴びるようになるとは全く予想していなかった。

ハーヴァードでは、クワイン教授に勧められて、出版されたばかりの J・ロールズ『正義論』を読み、学生時代に加藤先生の講義を聴いて以来関心をもち続けていた価値相対主義の問題に新たな地平で取り組む手がかりを得た興奮を覚えて、『法哲学年報』へ

異例の長い紹介論文を寄稿させていただくようお願いしたことも、懐かしく思い出される。

法哲学の研究をはじめた頃の問題関心にそつた法理論の構想の見取り図がまとまりはじめたのは、ようやく八〇年代に入ってからである。だが、その理論展開が遅々として進まぬうちに、自分自身の論調が守勢に回つてしまったという観が強い昨今である。



私の法哲学入門時代

田中 茂樹

法哲学に接近するきっかけを与えてくれたのは、一九五八年度の平場安治教授の刑法総則の難解な講義であった。教授は、ハンス・ウエルツェルの目的行為論を導入することにより、犯罪論の体系を根本的に再構成しようと教壇で格闘しておられた。「過失は行為ではない」と聴いて、講義の終了後、教授を取り囲んで質問を浴びせかける同級生の一群の中に私も居た。ある日、ウエルツェルの学説の基礎となつてい存在論の勉強をしたいので平場ゼミに参加させてほしいと申し出たところ「君の関心は哲学に傾いているようだから、私のゼミより法哲学の加藤新平教授のゼミに出なさい。加藤教授は刑法にも

詳しい」とのことであった。

私が存在論に興味を抱いたのは、高校時代から三木清の著作を繰り返し読んでいたためではないかと思う。京都大学に入学してからは、哲学者志望・物理学者志望の多いサークルで、マルクス主義哲学の文献を輪読し、「量は質を規定する」などの命題について議論しながら、人生論を闘わせていた。サークルのメンバーの大半は学生自治会の活動に加わっており、確固とした信念体系を確保した上でなくては知識や技術も空しいという求道者の態度を共有していた。それは京都の伝統的な学風であるといつてよい。加藤教授も平場教授と同様に、教室の天井を仰

ぎ、思索しつつ語る、という哲人の面影を漂わせておられた。

藤田久一君とともに加藤ゼミに入り、教授の『法学的世界観』や加古祐二郎の『理論法学の諸問題』や恒藤恭先生の著作を読むうちに、法哲学についての漠然としたイメージが私の中でも形成されはじめたけれども、何かふつきれない箇所があった。別なサークルで川島武宜の『所有権法の理論』を読んだときに受けた衝撃が尾を引いていたのである。主として法哲学を専攻するが、東京で台頭している法学会学の成果を摂取しながら、日本人の伝統的な法思想や法観念をも解明したいという気持が大学院に進学した頃からあった。

一九六一年から六七年までの大学院生活では、藤田久一、植松秀雄、守屋正通、田中成明、青井秀夫などの多彩な仲間とともに加藤教授のご指導を受けた。教授の授業はラーレンツやエンギツシュのドイツ語の原書を一言一句厳格に訳読する形式で、授業

が終了すると全員が解放感に浸り、痛飲し、学問的放談をした。

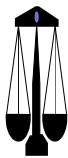
私がヘーゲルの法哲学の思想的な研究を志すようになったのは、内地留学中の三島淑臣さんがヘーゲル『法の哲学』の輪読会を組織して下さったためである。この輪読会は半年ほど終わったが、三木清や加古祐二郎に傾倒していた私にはヘーゲルの用語法は馴染み深いものであった。京都の「加藤門下生」の放談では東京の碧海純一教授に代表される論理実証主義ないしは分析哲学の到達点をどのように乗り越えるかという話題が中心であった。碧海教授やカール・ポパーにとつてはヘーゲルやプラトンはナチズムの元凶である。一九六七年から四年間の高知大学教官時代の私はヘーゲルの『大論理学』を『法の哲学』と対比しつつ独習しつづけた。一九七一年から五年間の神戸大学教官時代には、マツハヤノイラートやカルナツブラのウィーン学団の文献を涉猟し、ポパーの主著“Open Society and Its Enemies”

に反撃する意気込みに燃えていた。幸いにも、ヘーゲル生誕二百年の一九七〇年頃より、J・リッター『ヘーゲルとフランス革命』を嚆矢として、ヘーゲル法哲学の進歩性を再評価する機運が国際的に拡がってきた。

一九七六年に関西学院大学に転勤し、それまでのヘーゲル研究と論理実証主義研究を公表しはじめた。この時期には矢崎光圀教授から法理学研究会で指導を受けた他に、関西学院の大学院での矢崎教授ご担当の授業にも加えていただいた。私がオクスフォードの日常言語学派や英米批判法学の文献に親しみ、その積極面を採用するようになったのは、主として矢崎教授からのご示唆による。

日本法哲学会に深く関与するようになったのは、一九七〇年代の半ばから八〇年代の末までである。「日本の法哲学」、「法と強制」、「法秩序の生成と変動」などのシンポジウムでは報告の機会を与えていただいた。学会理事に選出されたのもほぼこの期間

である。一九八四年に大阪大学に転勤し、最初の学会員名簿の発行などで矢崎理事長の事務局のような仕事をしたこともある。特に思い出深いのは一九八〇年代の国際法哲学会神戸大会(1980)の企画担当の実行委員としての活動である。東京の上原行雄教授・長尾龍一教授・佐藤節子教授とはこの実行委員会で一緒に過ごさせていただいた。大会終了直後に学術会議の西原道雄教授から「思索に耽る法哲学者があれほど組織だった大会を成功させると予想しなかった」とのお葉書を頂戴したが、この大会の準備作業は学会の国際化の点においてのみならず、出身大学や思想信念を超えた法哲学者の交流と結集に大きく貢献したと私は総括している。創立五〇周年を迎えるわが日本法哲学会が揺るぎない組織的基礎を確立したのはこの八〇年代だったとはいえないであろうか。



日本法哲学会私観

千葉 正士

一九四三年一〇月東北大学大学院に、幸運にも他の志望者がいなかったため特別研究生となつた私は、迷うことなく法哲学を専攻することとした。ただしその法とは、当時文部省の承認を得るために「大東亜共栄圏の慣習法」と表現されたもので、方法は法哲学の伝統から離れて法社会学そして後には法人類学を採らざるを得なかつた。それでも、本心ではそれこそ法哲学のつもりだった。

したがって、仙台で日本法哲学会の創設を聞いてただちに加入し、四九年上京後は大会と研究会には出席した。だが同じ戦後派の井上茂・小林直樹君らが故尾高朝雄を助けて学

会運営に働いていたのを手伝う条件はなく傍観するだけだった。その後一時期短い期間だけ理事を務めたこともあったが、学会からは正統ではなく異端の自称法哲学と見られていたように私は感じていた。私自身は正統の立場を認めるから異端ではなく、外様とでも言う方がいいのだろうと思うが、そういう一人の目から見ると、本学会は日本の学界は如何にあるべきかの問題を抱えているように見える。

一つは学会の前史にかかわる。一九三六年九月、日本諸学振興委員会が設置され、教育学・哲学・国語国文学・史学・芸術・経済学・

法学の七部をもつて活動を開始した。これは、もちろん当時の国策「国家総動員」を学界で実現しようとして、政府が全国の学者の大同団結を図つたものである。これに対しては法学界でも、当然推進するものと拒否する者が別れたが、国策には警戒しつつ筋を曲げないようにも注意しつつ参加した法学者も、末弘巖太郎・廣濱嘉雄・尾高朝雄・戒能通孝その他少なくはなかつた。これは今から見れば危ない橋を渡る事で事実末弘と廣濱は戦後に教職追放の目にあつたが、学問を続けたいという意欲が強ければ、とくに成果の刊行に用紙が特配される特典もあつたので、研究のチャンスではあつた。私がこの組織に注目するのは、特殊事情によつてすでに戦前に成立していただく少数の学界を除き、これがわが国で大学の壁を外した研究者の横断的組織の最初であつた事である。自主的ではなかつたが、一種の学会なことは確かだから戦後の本格的学会と対照して、反省と比較のために検討する意味

があるのではないかと思う。

つぎは本学会の傾向性にかかわる。私は、設立前後の事情を詳しくは知らないが、当初しばらくの間実際の指導役を担つたのは東大の尾高教授で、助けたのが和田小次郎と峯村光郎の早慶の両教授、事務担当は尾高門下の友人たちであつた。この三人の学風が以後の学会全体の傾向となつた。尾高は広い学風を持つようにも見えたが結局哲学論を離れられず、和田と峯村は法哲学の本領としてドイツ哲学流を尊んだ。私とほぼ同年代の尾高門下の多くの諸君はひとしきり法思想史に心を向けたがやがて法哲学ないし法理論に還つた。銘々にはそれぞれの理由があるに違いない。しかし外様の目から全体としてみると、学会は大きく転換する好機を逸したのではないかとと思う。というのは、日本の法学界では、その後は気づかれ批判されて変わりつつある傾向もないことはないが、分野の境界が堅固すぎて各分野が閉鎖的な傾向にあり、率直に

言うとは学会は残念ながらその代表例となつてしまっているからである。

勿論一つの分野が独立して存在するのはそれ固有の対象があるからで、これを曖昧にするわけにはいかずそれを護る意味では閉鎖的も必要である。だが、研究者はこの誰でもどの対象をも追求する資格を持つはずで、その資格をいわゆる専門外の研究者が備えようとしないうち、あるいは中の者が外の者を歓迎しない傾向が、ここで閉鎖的として問題となる。そのことは、日本の法哲学会を欧米諸国の学会とくに国際法哲学会と比べてみると明瞭であつて、それは私だけの偏見ではなく大多数に共通する認識であろう。もつとも、日本の現状を批判するだけでは問題の本質は分らない。こうなつたのは、恐らく明治以来日本の学問がおかれた特殊な環境によるだろうか、他の諸分野と通ずるわが国学界の風土と法学とくに法哲学のおかれた特殊な環境を、真剣に再検討する必要があるのではないかと

思うがどうであろうか。

法哲学はどこへいくのか。今動きつつあると思うが、私には方向が見えない。これを見るものとするのは、学会の今を担っている若い皆さん方だと期待するだけである。



大学院の頃

野口寛

誰でも、研究者を志し、その第一歩を踏み出した頃のフレッシュな研究体験というものは、その後の研究に、ことさら重要な意味を残す事が多いのではないか。私の場合もその通りで、当時の記憶は今でも鮮明に残っている。

その時期は、日本法哲学会が草創期を脱し、その後の確立期へ歩み出した頃である。行政官から転向して大学院に入学し、尾高朝雄教授のご指導を得たのが、一九五四年である。戦後の再生自然法論とか、国際平和問題、カントの永久平和論等、その頃の関心と呼んだ諸問題がゼミで取り上げられたが、先生のゼミはいつもおおらかでどんな議論でも寛容に扱

って貰えたが、研究者としての心構えに言及される時は、日ごろの温顔が一瞬厳しくなられるのをよく覚えている。「ドグマの誘惑」とか、「未知の苦しさに耐え続ける良心」とか、何度か口にされたことが、その後ずつと私の脳裏から離れる事はなかった。もっとも、それをわがものにし得たなどという自信はまったくないけれども。

まことに思いがけないことで先生が急逝され、指導教授も外遊ということで、その後野田良之教授へ、さらにドクターコースの最終段階では碧海純一教授へ、と次々に変わって、それぞれに大変お世話になった。尾高先生時代に一〇名近くいた先輩、同僚の

研究室仲間も、みんなその間に、法曹に進んだり、専攻を変えたりしてしまって、私ひとり取り残されるような形になってしまった。

右往左往の、まさしく遍歴の修行時代ではあったが、研究環境は、今日の院生と似たようなもので大體整っていて、研究発表の機会についても特に問題はなかった。法哲学会は当初春秋二回の学術大会があり、統一テーマをたててシンポジウムという形式はまだなかったけれども、私の印象では、法哲学以外の専門家の参加が結構多くて、いつも活発な質疑応答がだされていた。東大の法学部にも、教官・院生の基礎法学研究会がその頃設けられて、院生の研究発表の機会も与えられていたし、また、在京の院生中心に気楽に談論できる若手研究会なるものを設けてはということ、何名かで設立の会合をもったりもした。ただ、時代環境の中で、当時のキャンパスは何かと騒然となることが多く、時には院生集會が招集されたり、街頭デモに駆り出されることもあ

った。

当時の社会科学は、法哲学も含めて全般的に、どの時代にもまして、政治的激動期としての時代状況を強く反映していた、といえるだろう。憲法を始めとする大規模な立法整備によつて基礎付けられ、方向づけられた戦後の新体制が、そのスタート早々、貧弱な経済基盤に加えて、東西冷戦の激化という試練にさらされて、ラディカルな保・革勢力の対立と、左・右イデオロギーの対立軸の絡みという形で、激しく揺さぶられる時代であったから、今日から見ると、とにもかくにもマルクシズムの存在は大きかったな、と改めて思いおこされる。あえて誇張すれば、賛否いずれの立場をとるにしろ、それとの対応を抜きにしては、社会問題は論を成し難いという雰囲気さえあった。

それはともかく、特筆すべきことは、何と云つても、この時期、我々は、史上はじめて、名実ともに近代的な国家をもったわけであり、思想、表現、学

問の自由のための諸条件をわがものとすることができた、ということである。当然のことで、学問、研究、その他の文化活動は急速に活性化し、多彩に展開され、その後のめざましい発展の端緒を示すこととなる。法哲学も同様、周知のように、質量ともに戦前ないし戦中とは様変わりの活況を呈する。さて、これを総括することは容易ではないし、紙幅の制約もあるので、ここでは、ただその一端に一言触れるということにして、当時の私の問題関心をかきたたえたもの、二点、法解釈論争と再生自然法論を振り返ってみたい。

来栖、川島両教授によって口火が切られた法解釈論争は、一九五四年の法哲学会でも統一テーマとして取り上げられたが、そこでの問題は、価値判断を不可避とする法解釈が解釈者の恣意に堕さないように、可能なかぎりの客観性をいかに確保するか、といった法解釈学は科学として成り立つのか、ということであった。すでに自由法論等で論じ尽くされた

かに見えるこういう問題が、この時期に改めて注目を集めたのには、当時の法解釈における多くの対立が、憲法や労働法に関して典型が見られるように、時代の苛烈な政治的、イデオロギー的対立によって左右されていた、という状況が背景にあったことは確かである。周知のように、来栖教授は、主観的価値判断によって得た解釈を、客観性の名において主張している法律家を、「欺瞞」、「威丈高」、「気弱」となじり、法解釈者は自己の解釈に政治的責任をとるべきである、と批判した。

それはそれとして、その頃の私としては、基本的に、認識論哲学に関わる学問方法論に関心が向いていたので、その面から、自由法論等のレヴェルを超えて、いつそう立ち入った問題提起がそこに示唆されていたことに強い興味を感じた。「客観性」とは？、「科学性」とは？、という問題である。

「客観性」について。法解釈には複数の可能性があり、その一つを愛好するための主観的価値判断が

不可欠であることを認める以上、法解釈の恣意性を制約するために「客観性」というものが何に期待できるのか、ということが重要な論点になることは当然である。当時の私は、「客観性」という概念の整備分析の必要性を感じていたものの、これはたいへんだ、という思いのまままで止まってしまったが、法解釈論争で「客観性」が問題となる場合には、経験的認識に依存しない論理的妥当説と、そうでない認識の間主観性、それも認識の真理性のみならず、認識および評価に関する社会的、心理的事実としての間主観性も併せて考察の対象とせざるを得ないように思えた。

ともかく、何を持って「客観性」と見るかについて、その時の代表的見解を見ると、来栖教授は社会的事実、川島教授は価値体系の法則性、家永教授は歴史の進歩の方向、をそれぞれ挙げている。歴史の進歩の方向というのは、真なるものと価値あるものを融合して、特定の価値判断を絶対化する恐れ

があるので問題ありとして、他の二つは、たしかに、法解釈の実効性、適切性、整合性を得るための重要な客観的事実要素となる。価値体系の法則性ということについて一言付言させて貰うならば、価値体系内部では、個々の価値は相互にシステムとしての論理的関係をもっているが、例えば、ある上位の価値が特定されても、必ずしも特定の低位価値が論理的、一義的に帰結されるものではない。そこでも選好の余地があり、そのときに、实在認識とのフィードバックが働く。評価と实在認識と論理法則が交錯しながら、全体的にも、部分的にも常に変動の過程にあり、したがって、そのようなものとしてこれが法解釈の恣意性を制約する役割を、どのようにして、どの程度に果たすのかについて、さらに詳しく分析する必要があろう。なお、法解釈の実効性を確保するために、前述のように、価値体系の社会的広がり事実上の適用力、支持者の数も考慮すべき余地があると思われる。最後にもう一つ、川島教授の言

う「ことば的技術」 法律学が長い発達の過程で蓄積してきた、法に特殊な思考、伝達の形式から要請される特殊な概念や論理 も看過してはならないだろう。

「科学性」について。法解釈を間主観的に制約する要素はいろいろあるが、何れにしる、法解釈を成り立たせる究極の価値判断そのものは「科学」の外にある。このことは否定できない（相対主義に立つかぎり）。それは認識ではなく、決断、実践である。認識と実践とは明確に区別しなければならない。法解釈は、したがって、認識に徹する科学ではない。川島教授が科学としての法律学の確立に尽力されたゆえんもそこにある。ただし、ここで言う「科学」というのは、理論科学を意味している。従来、一般に慣用されてきた意味もこれである。

私は、法解釈と一応区別して、学としての法解釈、すなわち、法解釈学が、「正しい」（望ましい）法解釈の提示に終始するものであっても、それが究極の

価値判断を前提としていること、そしてこの前提が相対的なものであることを明確に自覚しておりさえすれば、これを科学と呼んでもよいのではないかと思っていた。その後、実践目的を直接志向する学を、理論科学と区別して、応用科学と呼ぶことを教示されて以来、まさしく、これも応用科学の一つだと考えるようになった。科学であるとか、ないとかは、ことばの問題であろう。

再生自然法論については、すでに紙幅がなくなってきたので、結論のみ、はしよることにしよう。

再生自然法論の登場は、ナチスの圧政に無力であった、「法律は法律だ」、「力は正義なり」という類の法実証主義に対する、あの時代の深刻な反省が背景にあった。その歴史的使命はもう終わった観があるが、あの頃の私は、法解釈論争の場合と同様、やはり方法論的関心から、自然法論の積極的に果たしうる学問的役割があるのでは、という受け止め方をしていた。

フエアドロス、コーイング、ミッタイス、カウフマン等によつて多彩に展開された自然法論が共通に抱えている問題点は、やはり認識論的問題であるように思えた。相対的自然法と呼ぼうが、歴史的自然法と名づけようが、存在（存在論的意味でのザインを含めて）として、一定の規範体系を自然法として提示する点に問題の根源があるのではないか。

自然法論（主義）と法実証主義とは、相手を否認し合うところに主義としての双方の特徴があるから両者の和合は望むべくもないが、その「主義（論）」を外して、自然法と実定法の相補関係に視点を向ければ、自然法の役割が視野に入るはずではないか。

そうとすれば、第一に、法思想史上の研究課題が更に拡がるだろう。例えば、ローマ法と自然法の問題、パンデクテン法学と啓蒙期自然法的思考の問題等に見られるように。第二に、規範的理論の立場の公理として、あるいは法の指導理念として、あるいは法批判の原理として、重要な役割を期待できるだ

ろう。

ここで取り上げた法解釈論争と再生自然法論を含めて当時浮き彫りにされた方法論上の問題点は、その後学問方法論として総括的な形で、一つの到達点が碧海教授によつて示された、と私は思っている。それを踏まえて、明確な方法論的自覚の上で、対応すべき実践課題が、現在山積している。官主導の大量生産大量消費の経済効率主義が残した、環境、ゆとりの喪失、その他の後遺症、「第二の敗戦」ともいわれるバブルの崩壊を境に、成熟社会に向けての活力と公正の確保。規範主義的法哲学の今後の一層の活況を予期しつつ、この回顧を閉じることとする。



法哲学と諸先生方との出会い

深田 三徳

私の法哲学研究は、同志社大学での恒藤武二、八木鉄男の両先生との出会いから始まる。学部時代には、八木先生の法哲学講義とゼミで指導を頂いたが、大学院では、お二人の先生の指導を受けた。恒藤先生は当時、学部では労働法担当であったが、大学院では法思想史特講演習を担当されていた。先生は、当時、分析哲学の論理経験主義や北欧リアリズム法学などに関心をもっておられ、そのような文献を中心に講読して頂いた。八木先生には、H・L・A・ハートの『法の概念』などを中心にして講読して頂いた。したがって研究のスタートから英米の哲学や法理学が中心であり、修士論文でも「オーステイ

ンとハートの法概念論の関係を扱った。一九六七年に大学の助手として残るときには、恒藤先生から法社会学を専門にやらないかという話を頂いた。当時、法学部に法社会学の担当者がおられなかったからである。しかし私自身は、法哲学に強い関心があり、先生には無理をお願いしたように思う。なお恒藤先生のお父上である恒藤恭先生は、大学院で国際政治学特講演習を担当しておられた。しかし私が大学院に入った年（一九六五年）の三月で講義が終わりになり、受講する機会はなかった。恭先生は旧制松江中学（後の島根県立松江高等学校）出身であるので、私の郷里の先輩である。恭先生については両先生か

いろいろなお話を伺い、今も身近な存在でありつづけている。

私が日本法哲学会の会員になったのは、在外研究から帰国した一九六九年秋である。関西の法理学研究会のメンバーになったのもほぼ同じ時期である。六九年秋は大学紛争の真つ最中の時期であった。また恭先生が亡くなられた後でもあつて、京都大学楽友会館での法理学研究会の出席者は少なかった。加藤新平先生、ほぼ同年輩の田中成明、青井秀夫さんなどはそこで知った。

その後すぐ、法理学研究会の開催場所が同志社大学の学生会館に移った。大学紛争の最中であるから、二条城近くの京都社会福祉会館もしばしば利用した。その頃、飛沢、恒藤、阿南、天野、駒城、矢崎、八木、松下、及川、小西、海原、藤倉、守屋、田中茂樹などの諸先生がお見えになっていた。時折、碧海先生や大橋先生などの姿もあつたように思う。当時は、私が幹事役を引き受けていたので、毎月の報告

者探しと会場の手当てが大変であつた。また出席者の人数を確認してからコーヒーとケーキなどを手配する世話もあり、報告の全部を聴くことができなかつた。

関西地域以外の先生方を知ることになつたのは、加藤理事長の時期に学会事務局を勤めたことによる。一九七一年十一月の京都府立勤労会館（主催校同志社大学）での学術大会のときに理事長職が峯村先生から加藤先生に移った。当時、助教職であつた田中成明さんがたまたまハーバード大学に留学されることが決まっていたこともあつて、最初の数年間御世話した。全体として会員の数がまだ少なく、事務量少しなかつた。事務局会議は京都のどこかで集まつて開かれていたが、関西の諸先生の他に、東京の井上茂先生などが参加されていた。事務局会議や理事会でお会ひした先生方はいつも眩しかった。その後、理事長職は井上先生、矢崎先生、天野先生へと移つた。

私が理事会に加えて頂いてからさらにいろいろな先生方に接する機会が増えた。神戸での第十三回IVR世界大会（一九八七年）直前の一、二年間は会合が多く、議論も白熱した。準備の会合は同志社大学の光塩館会議室で行われることが多かった。矢崎先生が組織委員会の委員長であったり、天野先生が理事長をされていたことが関係していたように思う。当時会合に出席されていた先生方は、アジアで初めての世界大会であり、大会準備や寄附金集めなどに随分と苦労されていた。この大会をきっかけにして、若手研究者たちの国際学会への参加が増え、法哲学会の国際交流も一挙に拡大した。

私が研究職についてから三〇年程になるが、その間すぐれた先生方との出会いにより、実に多くのことを教えて頂いた。恵まれた環境にあったと思う。しかし本稿執筆中の四月二十九日、恒藤先生が逝去された。八木先生が亡くなられてから一年も経たない内にもう一人の恩師も失うことになった。出会いに



初期法哲学会の思い出

三島 淑臣

私が法哲学会に入会したのは、たしか京都大学博士課程三年の頃だったから、昭和三五年（一九六〇年）、今から三七・八年以前のことである。

当時は、学会が発足してまだそれほど日時がたっておらず、学術大会も色々な分野の人材が会員として出席されていて、議論も多種多様で、時にはまったくかみ合わない討論が繰り返されることも少なくなかった。先学の並々ならぬ努力のおかげで、「法哲学」という学問領域が独自の領域として一応認知されていたが、何をどう考究するかについて、ひと様々で、現在のように一応の研究枠組みの大枠といったものは、まだ十分に出来上がってなかったように思

う。したがって、学術大会での主題のとりあげ方もばらばらで、いわば非常に拡散的であった。

中には、神道に基づく法哲学方法論を執拗に主張される方もおり、他方ではアメリカの先端的なリアリズム法学に拠る方法論で研究報告をされる方もいた。こうした状況の中で、主として西欧古典主義的教養圏の中で育ってきた私はとまどってしまい、真剣に大会の議論についてゆく気力を失い、大会に参加はするものの、もっぱら「場外会員」として、会場の周りの喫茶店だとか、夜の二次会・三次会の酒席だとかに参加することの方に熱心だった。久し振りに出会う旧友のだれかれと共通の関心事について

喫茶店でだべったり、酒席で議論を闘わしたりすることに、むしろ学会出席の主たる意義を見いだしていた。

しかし、こんな不埒な会員でも否応なく大会報告をしなければならぬ役目が廻ってきた。一九六六年の明治大学における学術大会で、たしか中村雄二郎教授が中心的に開催校の世話役を引き受けて苦労された時だったと記憶する。生まれて初めての学会発表であつたにもかかわらず、生来のものぐさから、報告の準備が間に合わず、九州からの特急の座席で報告の下書きの続きを書きながら東京まで徹夜したものだつた。地理不案内な初めての東京で道に迷い、会場に到着したときは、すでに予定の報告時間を二、三〇分過ぎていた。司会の天野（和夫）先生が報告者遅刻で困惑し切っておられた様を、今でも「穴があれば入りたい」ような羞恥心と恐縮感を伴って思ひ出す。報告は「現代自然法論と歴史性の問題」というテーマだったが、準備不足のせいもあつて、あ

まり会場の関心は引きつけられなかつたように思う。現在でもそうだが、日本の法律学者の多くには、職業柄か、形而上学的なものへの奇妙なタブー視みたいなものがあつて、「自然法論」というだけで拒絶感が強かつたのも一つの理由だったかもしれない。

学術大会で特に思い出深いのは、金沢での学会（一九七六年）である。例によつて、大会の内容は殆ど失念してしまつたが、主催校のお世話で、若手会員のための夜の二次会を魚屋の二階でやることになり、「場外会員」たる私は勇んで出席したのだが、出てみて驚いたことに、八畳位の会場に何と四〇名近い会員が参加していたのである。魚屋の主人に頼み込んで隣りの部屋も使わせてもらつて、やつと全員が座席に着くことができた。そのとき酒の肴として出た「甘えび」の舌の上でとるけてしまふようなおいしさ、今でも昨日のことのように鮮烈に記憶に残つている。

それで、思いついたのだが、学会開催の際は、で

きれば若手会員（四〇才以下位）だけのための二次会場を（単に偶発的ではなく）定例的に設営して、会員相互の親睦を深める機会を作り出して欲しいものである。地方の大学からやってきた若い会員たちには、かなり学問関心を共有している仲間がいても、相互に話し合う機会を持ちにくく、高い出張費を使つて大会に出席しても、何にかむなしさみたいなのが残つてしまいがちである。理事会員ならば役員会等々で互いに顔見知りであり、学会での話し相手に不足しないかも知れないが、そうでない若手会員（とくに、孤立した地方の大学にいる会員）には中々対話相手が見つけないのが実情であろう。若手会員専用二次会の酒席はそうした孤独な会員が相互に気兼ねなしに胸襟を開いて対話する絶好の機会を提供してくれるものとして、非常に有意義であると思ふのだが、いかがなものであろう。

日本法哲学会も創立五〇周年を迎え、会員数も五〇〇名以上に膨れ上がり、学会としてみますます隆盛

化の傾向にあることは、まことに悦びに耐えない。しかし、他方で、近時の社会的状況の激変を背景として、法哲学的問題そのものが多元化し、理論的アプローチ方法も極度に多様化して、会員相互の実質的対話というものがますます困難なものとなりつつあることも否定し得ない。今や、かつてそうだったように（万人に問題として共有され得る）法哲学の統合的な理論体系を志向すること自体ほとんど不可能となつているといつても過言ではないであろう。

このような時代にあつて、私は、かえつて「急がばまわれ」という我が国の格言に従つて、原初的な法・政治哲学古典の地道な考究が必要なのではないかと思ふ。最近のレオ・シュトラウスの「古典的・政治的合理主義の再生」の言い分ではないが、原初的な古典の中には激動を超えて貫通する人間の永遠的なものへの感覚が豊富に蓄えられており、それを共通の討議基盤として、激変の時代における実質的対話というものが成立可能となるのではないか、と思

われて仕方がない。社会が激動している時代には、
ともすれば人間の眼は変化の相に眩惑され、永遠な
ものの貫徹する（人間社会の実相を平静に洞察する
精神的強靱さを失ってしまいがちである。変化する
ものと変化を超えたものとを相互にバランスよく見
とるためには、しなやかで強靱な精神の育成が不可
欠であり、そのためにも古典の粘り強い考究が基礎
になると信ずる。



日本法哲学会の五十年を通観して

水波 朗

往んじ茫茫と言う。この学会が創設された五十年も前のことは、わたしのような老骨にはそうしたもの、強いて調べて想い起こし、懐旧の談を述べることもわたしの趣味ではない。そこで、この五十年間の経緯を通観して言えるたしかなことの二つを指摘して、後進の方々の今後の参考にして貰おうと思う。

第一にはこの学会の創立の時には、その会員も理事もすべて実定法の特定分野の専門家であったことであり、第二にはそれらの人たちが、まずはすべて新カント派観念論を奉じていたことである。

第一の点は、残念ながら今日大いに変わっている。いわゆる法哲学「プロパー」と称する数十人の一団が

生じて、これが学会の学術大会出席者の大半を占め、当然理事会理事の大半を占める。この結果は当たり前のことであるが、日々実定法の解釈にとり組んで苦闘している実定法学者や法律実務家の心の奥底で、固有に法哲学的な問題関心とは離隔した所で事が語られることになる。例えば誰かの弁護士が冥夜密かに想うて「俺は今日一日、「権利」だ「人権」だ「法規範」だと繰り返し言い立てたが、そもそもそうしたものはこの世の中に実在するのだろうか、実在するとすればどこに、どうして存在するのか」と問う。こうした大疑問への解答が、すぐ後でのべる情報学のようなものに墮した法哲学の学術大会で聞けるのだ

ろうか。こうしてかれらは法哲学会にはそつぽを向いて出席しない。これは「日本法哲学年報」をジュリスト化して、実定法学やその他の学問の各分野の専門家に短い発言をさせても解決できる問題ではない。

念のために言わねばならないが、世界中の各国で、法学部の「法哲学」は、今日も相かわらず法制史家、法社会学者を含めての実定法学の専門家の法哲学なのである。法哲学プロパーなどという言葉もなければ、さような学者もいない。いわゆる「プロパー」中心の日本法哲学会の今日の存在は、全世界において奇異で、よく言えばユニックなものである。

第二の点は反対に、これは変わらぬことで残念である。この事は我が国の大学の講座制度の（封建的）運用にも関わるのであろう。ヨーロッパや南・北アメリカ諸国では、自分の師とする教授の考え方の核心を批判して多少とも独創的なことを言い出さねば、そもそも学会にデビューできない。これによって学問は全体として躍進的なものになる。わが国ではこ

れはタブーで、そうした考え方の核心は避けて、自分の指導教授のやっていないことに素材を求めて論文を書くことで、教職にも就く。したがって自分の先生の新たな前提をことさら批判する者もなく、いつまでもわが国でこれが暗々の思考前提として残存することになる。凡そ観念論者は、この世に実在する全てのものを観念化する。権利も人権も法規範も何か観念的なもので、法哲学者の仕事はそうした「観念」を対象化し客体化して、これにつき価値中立的な「科学的」記述することに盡きるとされる。こうしてプロパーの諸氏が、ことに海外の、生れてははかなく消える法哲学的諸「観念」の断片的な輸入・紹介に奔命し、わが国の法哲学が情報学に墮するの、自然の勢いである。

二十世紀の存在論的哲学の諸流派がこうした新カント派観念論の「科学的」作業に哲学のないことを批判して、この十九世紀的観念論を全世界の哲学界で死滅させて以来、すでに数十年をへている。新カント

ト派観念論が暗々の思考前提として強力に残存しているのは、わが国の法学・法哲学を含む社会諸科学にだけである。

実はわたしも多年日本法哲学会理事会の末席を汚した者で、こつした今日の事態に責任を感じている。そこで遅ればせながらの罪滅ぼしとして、ことに二十代、三十代の若いプロパー諸氏に二つのことを薦めたい。一つは自ら労苦して実定法学の特定分野の専門家となること。他は文学部の哲学教授に教を乞うて、二十世紀の存在論哲学を本格的に学ぶこと。この二つを実行して、自ら実定法学そのものの根本的革新を志すこと。もう一つ提案がある。これは田中成明前理事長にある時密かにのべたことだが、理事の定数のせめて半分を、実定法学の然るべき専門家に割り当てること。



思いで 学会創設・確立時の

矢崎 光圀

一九四八年、昭和二三年といえば、戦後、間もないころである。ようやく荒廃のなかから再建、改造の気運が生じる。体制もそうだし、学会もそうである。この年、日本法哲学学会が産ぶ声をあげた。学会、それも全国的な学会を持つという動きはかなり出始めていた。その点ではタイムリーである。

学会の創設には多くの人々の力が要る。なかでも早くから話し合い、学会を実現に導いていったのは尾高朝雄、峯村光郎、和田小次郎の諸氏であった。またその間、舞台裏から支えた人々に井上茂氏はじめ若い多くの研究者たちがいた。会長は田中耕太郎氏。それからもう五〇年。当時の先輩たちはもちろん、

まだ若かった私たちもいつの間にか、年相応にふけている。何と月日の流れの早いこと。

全国的学会の創設の反面、以前からの研究会活動もさかんであった。一例をあげれば、関西法理学研究会。恒藤恭氏のもとに集まった加古裕二郎、橋本文雄氏らの研究グループは戦後も活動をつづける。恒藤氏亡き後は加藤新平氏らがつどい、日本法哲学会と相まってこの学問の発展と深化に尽した。会員には文字通りの法哲学研究者もいれば、法学者、法実務家も、あるいは哲学、倫理学に造詣の深い方もいる。多様であり多彩である。そういう人たちが巾の広い学際的交流をモットーにして集まり、報告、

討議もする上に親睦もする。こういった事がマークされ、徐々に軌道にのっていったかと思われる。

関連してとくに記憶に残るのは若い研究者たちのはばたく場が、ともかくにも用意されたことである。大学は違つていても、同学の土であれば、コミュニケーションする。意見の交換から研究関心¹¹方向の新たな模索、芽生えも批判の応酬も、あるいは練り直しまで可能になる。そうして良き友を得ることも。私個人について言えば、東京で学んだので、そこでの交流は申すまでもない。その後三六年間、大阪にいたので、いきおい京阪神の若い方々と、さらに学会のたびに九州、四国、東北、北海道という具合に輪がひろがる。それは個人的だが、やはり広い視野から見れば、研究上まことにかけてがえのない体験だったに違いない。八木鉄男氏との交流などが思い出される。それだけに、昨年の氏の急逝が惜しまれてならない。

学会が発足して、機関紙が出る。『法哲学四季報』

である。年三回も出て、ずいぶんエネルギーである。第一号は「自然法と実定法」。古くて新しいテーマである。いまの法や秩序への問いかけを含み、キラツと光る。以下、刑事責任の本質から政治、労働、唯物史観、世界平和へとアップ・トゥー・デートな話題がとり上げられる。さらに法思想の潮流、私法の理論を経て『法哲学年報』（一九五三年以降）になるが、そこにはこの学問を専門家たちの狭い範囲にとどめずに、もっと広く一般人にも親しめるようなものに、という関心方向がうかがえるのではないだろうか。

そうは言つても、法哲学研究には学者や研究者が学んだそれぞれの伝統がついて廻る。これがけっこう複雑。たとえば、G・ラートブルフの新カント学派風の考え方とか、トマス・アクイナスに由来するトミズムの、あるいはマルクシズム、M・ウエーバーのそれなど、人それぞれ多年身につけたものがある。それらがまた部分的にはその人、その人の学識

となり学風となるのである。

ところが、世のムードは変わり文化的雰囲気も動く。かつてはヨーロッパ大陸風の、例えばドイツ風のものの方が好まれていたとすれば、第二次世界大戦後は少しづつ動いていく。どちらかといえば、アングロ・アメリカ風の考えの方に。

もちろんO・W・ホームズ氏をはじめとするプラグマティズム法学やリアリズム法学は、戦前早くから、高柳賢三氏らによって紹介、研究されている。けれど、たとえば一九五〇年代のH・L・A・ハート氏やL・L・フライ氏になると、いままた新しい論点を出し、日本の研究者も引き込まれる。それに六〇年代、七〇年代、R・ドウォーキン氏やJ・ロールズ氏らが権利論、正義論その他をひっさげて加わるとしたら、一層である。

こういう移り変わりにも目を向け、知識を深めるのは大切である。だが、目移りばかりで終わるなら、いつになっても自分のものはできない。留意したい

点がある。加えれば、国際化の方向は強いし、E・V・Rとの連携もさらにアジア、東洋の法学への理解と深まりも必要だ。自己のものを、と同時に、グローバルな視点からというのは、七〇年代以後も、また次の世紀になってもつづきそうである。



資料



学会成立事情について

日本法哲学会創立總會記事

(再録)

(『日本法哲学会 法哲学四季報』第一号、一三六頁より再録。なお、旧漢字は新漢字に書き改めた。)

昭和二三年五月三〇日午前九時三〇分より東京大学法文系第二二番教室において日本法哲学会の創立總會が開かれ發起人代表尾高朝雄教授の司会の下に、会務報告、規約案の審議、決定、理事の選任が行われた。

(一) 会務報告

学会の成立を促した動機としては、次の二つがあげられる。

(1) 現実的動機 近く「日本學術會議」が発足し、人文、自然の両科学部門にわたり、全国的規模において会員の選出が行われる予定。しかるに、法学部門では、これまで全国的規模を持つ学会の発達がもっとも遅れていた。そこで、目下公法学会や私法学会の結成が計画されているが、法哲学の分野においてもこの際全国的学会を組織する必要があると考えられる。

(2) 原理的動機 この機会に法哲学の振興が要求される。さらに具体的には、(イ) 法哲学が実定法から遊離する傾向を根本からは正することが必要であり、(ロ) 哲学が法、政治に対して今までよりも一層積極的な関心をもつことが望まれる。しかるに、法哲学は哲学をはじめ、あらゆる社会科学及びあらゆる実定法学の交流する扇の要のよう重要な位置を占める。それらの総合的な協力を組織化するために、およそ法哲学に関心をもつ全ての哲学者・実定法学者、社会科学者を会員とする学会を設立することが必要である。

このような動機から、日本法哲学会はここに成立する運びとなった。なお、学会関係の出版を担

任する機関は朝倉書店とし、四季報、及び法哲学叢書の発行が予定されている。

(二) 会則の決定

日本法哲学会規約(案)が上程され、各項目に関して熱心な討議が行われた。その際、とくに問題とされたものは、第一条、日本法哲学会の名称、第五条学生の資格の有無に関してであったが、討議の結果名称は「日本法哲学会」と定められ、また学生は原則として除外することとして、別項記載のような規約が決定された。

(三) 理事の選任その他

総会の決議により、理事総数を十五名とし、まず発起人九名が理事に選ばれ、会長の決定、ならびに而余の理事六名及び監事二名の選定は、この九名の理事の協議に一任された。しかし、当日の理事会では結論を見るに至らず、慎重を期して最後の決定を延期、この旨を総会において報告、その際、事業の計画および機関紙の発行についての詳細は、理事会に委任された。

かくて、午後一時三十分、創立総会を終わり、ひきつづき学術大会に移った。

なお、当日の出席会員は七十二名、現在(昭和二十三年十月)の会員総数は四十二名である。また、当日留保された会長・理事・監事は、その後の理事会の審議により、次の通りに決定を見た。

会長	田中耕太郎		
理事	片山 金章	恒藤 恭	川村 又介
	船田 亨二	菊池 勇夫	峯村 光郎
	木村 亀二	宮澤 俊義	末川 博
	横田喜三郎	鈴木 義男	和田小次郎
	滝川 幸辰	尾高 朝雄	田中耕太郎
監事	島田 武夫	田中 二郎	



聞き書き・学会成立事情

竹下 賢（関西大学）

前掲「日本法哲学会創立総会記事」に述べられているように、日本法哲学会の創立総会は、一九四八（昭和二三）年五月三〇日に東京大学において開催された。記載者の矢崎光圀先生は、当時、東京大学の尾高朝雄先生のもとで大学院特別研究生であり、学会開催の世話を担当された。

井上茂先生の談話によれば、法哲学会の設立についての着想は、そもそも、東京大学法学部を卒業し、朝倉書店に勤めていた安保清嗣（キヨシ）氏に由来している。安保氏はのちに日本航空に転じて、重役にまでなられた人である。同氏が尾高先生と早稲田大学の和田小次郎先生に提案して、発起人の結成にとりかかった。成立の動機については、「総会記事」に二項目にわたって、簡潔に報告されているところである。

その際、会長については、田中耕太郎先生が候補に挙がり、井上先生が尾高先生のご依頼で、田中先

生の居られた最高裁判所に出向かれ、先生の内諾を得られた。この九名の方とは、加藤新平先生のご推測によれば、尾高、和田、田中先生のほかに、恒藤恭、横田喜三郎、宮沢俊義、小野清一郎、菊地勇夫、峯村光郎の各先生方であった。

こうして、五月三〇日の創立総会および学術大会を迎える次第となった。本大会には、当時、社会党に属していた文部大臣森戸辰男氏（のちに広島大学学長）も出席して、一般にはそのことで評判になったようである。また、「総会記事」によれば、出席会員が七二名ということであるが、全国の大学で法学の講座数が僅少であったことを思えば、じつに盛会であったといえる。

さらに、その年の会員登録数が、四一二名にも昇っていて、驚くほどの数字である。前記の成立動機にも語られているように、当初の意図は、法学に関心をもつ、すべての学者を会員とする学会を設立しようとするものであった。これが、みごとに実現されたものとみることができよう。創立総会では、公式の手続きにより、前記の発起人の先生方が理事に選出され、さらに、互選により田中耕太郎先生が

初代の会長に推挙された。

学会のその後の運営については、田中先生が会長職から退かれたあと、会長は選出されないまま、尾高先生が会長代行の形で学会を主宰された。その事務局は、井上先生が担当されていた。一九五六（昭和三一）年に、尾高先生が逝去されたのち、恒藤先生が二代目の会長に就任された。また、学会誌として発足した朝倉書店の法哲学四季報は、六冊で廃刊となり、現在の有斐閣書店の法哲学年報が学会誌となった。

以上の文章は、日本法哲学会の設立事情について、おもに、加藤先生と井上先生にお話しをお伺いして、わたしの責任のもとに取りまとめたものである。両先生は、こうしたお話しは不確かなこととして、公表を躊躇されたのであるが、この機会を逸すれば、設立について不確かにせよ一切の情報が、途絶えてしまうおそれがあるかと思い、あえて公表することをお認めいただいた次第である。

末筆ながら、両先生に感謝するとともに、読者には、この補足がそうした限定つきの記述であること

に、ご寛恕を願う次第である。



日本法哲学会・学術大会の記録

一九四八年度（五月三〇日 東京大学）

研究報告
法の理念としての公共の福祉
ウラジミール・ソロヴィヨフの法哲学

木村 亀二
田中耕太郎

一九四九年度（春季五月二八・二九日 東京大学）

公開講演会
刑事責任の本質
法哲学より見たる世界平和の問題
研究討論会
イデオロギーとしての主権概念
シエーンフェルトにおける法の正当性と実定性
公共の福祉 その社会的意義と限界
公共の福祉と生存権
死刑について
法と刑罰

団藤 重光
恒藤 恭
原田 鋼
和田小次郎
田中 實
小林 直樹
平野 龍一
横川 敏雄

（秋季十一月五日 京都大学）

公開講演会
法と法規
唯物史観における経験主義と形而上学
研究討論会
法律解釈における社会的制約

和田小次郎
尾高 朝雄
恒藤 武二

権力の正当性
法的安全性について

加藤 新平
石本 雅男

一九五〇年度（春季五月三日 早稲田大学）

研究報告
法規範の全体性について
法の領域
大戦後における自然法の再生
ヘーゲルの法哲学史的地位についての一考察
ニューギニア原住民の社会構成と所有観念
法と事実の関係について
衡平法の法理

峯村 光郎
淡野安太郎
田中耕太郎
千葉 正士
泉 靖一
山本 桂一
伊藤 正己

（秋季十月二七日 立命館大学）

研究報告
立法学への試論
社会定型と法定型に関する一考察
信託としての政治権力
政治哲学について

小林 直樹
川崎 武夫
井上 茂
今井 仙一

一九五一年度（春季五月四・五日 慶応義塾大学）

研究報告
公共の福祉思想の消失と再現
教育権と自然法
ソヴィエト法理論の一考察
法定立活動とその条件
法学上の「人格」について
ヘーゲルとヴェーバー 法哲学的二管見

尾高 朝雄
田中耕太郎
松下 敬男
松尾 敬一
三瀨 信吾
平野 秩夫

（秋季十月三二日 同志社大学）

研究報告

カール・レンナーの私法制度論
法と正義
法制史の課題

加藤 正男
加藤 新平
久保 正幡

一九五二年度(春季四月三〇日・五月一日) 明治大学)

研究報告

近世自然法と国家権力の問題
孝道と法律
中世法の法的性格

矢崎 光園
木下 明
世良晃志郎

(秋季十一月二日) 大阪市立労働会館)

研究報告

輿論機構としてのイニシアティブ及びレファレンダム
法学の科学性
スアレスの慣習法論

横越 英一
碧海 純一
阿南 成一

一九五三年度(春季四月二五日) 中央大学)

研究報告

論題「悪法について」

天野 和夫

小林 直樹

(秋季十一月三日) 京都大学)

研究報告

経済法則と法的法則(法律)との相互関連について
公共福祉の客観的存在性について
中世自然法の崩壊過程
百科全書派と自然法理論

稲子 恒夫
水波 朗
畑 穰
磯村 哲

一九五四年度(春季五月一日) 早稲田大学)

論題「法の解釈」

和田小次郎

尾高 朝雄

(秋季十月二三日) 神戸大学)

研究報告

公企業の法理
プラトンの法概念
近代国際法思想の成立過程

丹宗 昭信
今井 直重
田畑茂二郎

一九五五年度(春季五月一日) 早稲田大学)

研究報告

国内法から見た主権
国際法から見た主権

N・L・ネイザンソン
一又 正雄

(秋季十月二九日) 同志社大学)

研究報告

正当戦争論
法解釈学における法源の問題性
刑法における行為論の問題性

石川 哲男
沢井 澄
平場 安治

一九五六年度(春季五月五日) 慶応義塾大学)

論題「現代国家の機能」

立法権の限界
福祉国家の行政
裁判官の立場から見た司法権のあり方

田上 穰治
山田 幸男
横川 敏雄

(秋季十一月三日) 立命館大学)

研究報告

法学を代表するものとしての理性法学について
立法と立法批評
法の問題をめぐる若干の問題について

田村 徳治
松尾 敬一
加藤 新平

一九五七年度(春季五月三日) 中央大学)

論題「法と道徳」

小林 直樹

川島 武宣

（秋季十月二日 関西大学）

法価値としての公共の福祉
イギリスの Jurisprudence における法概念論の発展
カードソーの仮説的法律観

峯村 光郎
八木 鉄男
三代川潤四郎

一九五八年度（春季四月六日 明治大学）

研究報告
法の適用の法理
裁判の理論構造
裁判官と法

一円 一徳
中村 宗雄
村松 俊夫

（秋季十月十一日 大阪大学）

研究報告
道徳経験と法経験
文明概念としての法律学
「法の下での平等」についての一考察

飛沢 謙一
立石 龍彦
中谷 敬寿

一九五九年度（春季四月七日 早稲田大学）

論題「抵抗権の問題」
論題「法的思考の比較考察」

宮沢 俊義
野田 良之
早川 武夫
山田 晟
谷口 知平

一九六〇年度（春季五月四日 名古屋大学）

研究報告
法解釈学と法社会学
言語の自由の優位を基礎づけるもの
法思想史研究の方法をめぐる試論

渡辺 洋三
伊藤 正己
恒藤 武二

（秋季十月十六日 慶応義塾大学）

テーマ「多数決と少数者の権利」
千葉 正士 和田 英夫 沼田 福次郎

一又 正雄

一九六一年度（春季五月六日 中央大学）

研究報告
法における擬制
自然法の論理
価値相対主義

小西 美典
稲垣 良典
加藤 新平

（秋季十月一七日 福岡大学）

研究報告
法哲学の起源 ソローンの法思想
ルネッサンス期の万民法思想
ヒトリアア学説を対象として
中世末期の法本質論

古林 祐二
伊藤不二男
阿南 成一

一九六二年度（春季四月三日 関西学院大学）

特集テーマ「法実証主義の再検討」
主報告 木村 亀二 矢崎 光園
副報告 八木 鉄男 平野 秩夫

早川 武夫

（秋季十月一六日 東京都立大学）

特集テーマ「法」の概念
主報告 加藤 新平
副報告 大橋智之輔

碧海 純一
佐藤 節子

一九六三年度（四月二一・二三日 法政大学）

特集テーマ「法における人間」
現代アメリカ自然法論の一考察
L・L・フラーの所説を中心として（副報告）
労働法における自由の問題（主報告）

宮島 尚史
片岡 昇
松平 光央

価値相対主義における寛容の問題（副報告）
 シュタールの法治国論
 ドイツ法治国論の特質（副報告）
 刑法における自由意志の問題（主報告）
 平野 龍一
 高田 重光
 団藤 重光

一九六四年度（五月二九・三〇日）

同志社大学今出川校舎

特集テーマ「法源」

研究報告
 現代大陸法における法源の機能
 ソビエトの法源論
 英米法における法源
 法の一般原則の法源性についての法理論的考察（序章）
 国際司法裁判所規程第三八条の
 民法解釈学より見た制定法と慣習法
 “法源” 労働法の領域における問題の焦点
 一九世紀ドイツ私法における
 法源論の諸類型とその問題点
 五十嵐 清
 中山 研一
 内田 力蔵
 川上 敬逸
 谷口 知平
 沼田稲次郎
 野口 寛

一九六五年度（四月二六・二七日） 明治大学

特集テーマ「現代法哲学の諸傾向」

報告者
 現代自然法論と歴史主義
 現代分析法理学
 フランスにおける最近の法哲学の傾向
 ミシェル・ヴィレー教授の業績を中心として
 法学と記号論理
 最近のソ連法理論の動向
 ソ連法の理論的体系化の問題
 自然法の新傾向
 三島 淑臣
 井上 茂
 野田 良之
 太田 知行
 松下 輝雄
 阿南 成一

一九六六年度（四月二四・二五日） 立命館大学

特集テーマ「正義の現代的意義」

報告者
 アメリカ・リアリズム法学の一側面
 ホームズとパウンド
 フラッグマティズム法学の史的背景
 正義概念の恣意性
 現代資本主義と正義の問題
 国際法における正義
 デンマークの法哲学 フレゼリック・
 ヒンディング・クルーセを中心として
 正しき者は幸福か プラトン哲学の一考察
 現代の経験主義と正義論
 藤倉皓一郎
 楊 日然
 稲垣 良典
 正田 彬
 石本 泰雄
 石渡 利康
 長尾 龍一
 恒藤 武二

一九六七年度（五月二九・三〇日） 早稲田大学

特集テーマ「法の解釈・運用をめぐる諸問題」

報告
 モンテスキューの法思想における「自然」と「歴史」
 民法解釈学の課題
 法の「認識」と法の「解釈」
 価値判断との関連を中心に
 社会法における法の解釈
 法の解釈と法実証主義
 純粹法学と法律解釈
 上原 行雄
 甲斐道太郎
 渡辺 洋三
 丹宗 昭信
 八木 鉄男
 横田喜三郎

一九六八年度（五月一五・一六日） 神戸大学

講演

フランスにおける法哲学および法哲学史
 特集テーマ「法哲学と刑法理論の連関」
 報告者
 ミシェル・ヴィレー
 法律学的体系構成についての一考察
 ライトブルフへの疑惑
 植松 秀雄
 伊地知大介

J・ホルルの刑罰理論
Integrative Jurisprudence と刑法理論
G・ラートブルフと刑法理論
G・ラートブルフの法哲学体系
H・ヴェルツェル
目的的行為論の検討

西村 克彦
阿南 成一
宮沢 浩一
原 秀男
福田 平
大野 平吉

一九六九年度(十月十日 京都府立勤労会館)

研究報告
経験的文化科学としての法学

エミール・ラスクの法学方法論
実存主義的法思想のテーゼをめぐって
法的推論の用具としての論理
「日本の法哲学」の批判的検討

吉野 一
海原 裕昭
イルマー・タンメロ
中村雄二郎

一九七〇年度(十月九日 東京都勤労福祉会館)

研究報告
戦後の法解釈方法論の展開について
井上毅の法律観 明治前期法思想史研究ノート
経験主義と形而上学の間

田中 成明
大橋智之輔
稲垣 良典

一九七一年度(十一月八・九日 京都府立勤労会館)

特集テーマ「法的推論」
報告

イギリス法理学と法学教育
一九世紀の展開をめぐって
方法二元論をめぐる最近の規範論理学的議論
法的決定における論理の規制作用
わが私法における法形成と法理論
法律と論理学との相互関係
民事事件における権利と判決との関係

深田 三徳
守屋 正通
碧海 純一
喜多川善太郎
山下 正男

ウブサラ学派の見解
法秩序の過程分析

佐藤 節子
井上 茂

一九七二年度(十一月十四・十五日 「家の光」会館)

特集テーマ「現代自然法の理論と諸問題」
ジョン・ロックの自然法論
法原則の歴史性と自然法論
法と存在
自然法と実定法
自然法と婚姻
一民法学者の自然法観

福山 仙樹
ホセ・ヨンバルト
南 利明
水波 朗
阿南 成一
星野 英一

一九七三年度(十一月六・七日 大阪市立労働会館)

特集テーマ「法哲学の課題と方法」
報告

J・S・ミルと一九世紀イギリス法思想
『自由論』を中心として
法への不服従について
市民的不服従 との関連において
法哲学に何を望むか
実用法学および法社会学の立場から
日本法哲学の課題
現代西ドイツ法学方法論の一断面
法哲学の学問的性格と課題

清水 征樹
小谷野勝巳
川島 武宣
野田 良之
青井 秀夫
加藤 新平

一九七四年度(十一月九・十日 東京都立大学)

特集テーマ「正義」
報告

事実認定の論理に関する一考察
正義推論における演繹的方法の役割
ジョン・ロールズの「公正としての正義」論
「自然主義的誤謬」以後

小林 公
吉野 一
田中 成明
杖下 隆英

合理的理念としての正義

ボーデンハイマーの正義論から

正義と理性

新里 光代
飛沢 純一

一九七五年度(十一月六・七日 京都府立勤労会館)

統一テーマ「法と倫理」

事物の本性概念の「否定論」について

ドライヤーの場合

市民社会における法と倫理

思想的アプローチによる一試論

法社会学における法と道徳

改正刑法総論とモラリズム

西洋中世における法と倫理

パシユカーニスによる法死滅論の基礎づけ その批判

医療における法と倫理

中村 直美
三島 淑臣
六本 佳平
吉川 経夫
世良晃志郎
瀧島 正好
唄 孝一

一九七六年度(十一月十一・十二日)

石川県社会福祉会館

統一テーマ「法哲学と実定法学」

ルソーにおける自然と社会

罪刑法定主義

その意味・機能・哲学的基礎づけ

M・ヴェーバーとC・シュミット

社会的分析を中心として

法における形式と言葉

法律学の「哲学的契機」

憲法と法哲学 憲法の原理的問題

法体系の内的編成 認識論上の諸前提をめぐって

佐々木允臣
ホセ・ヨンバルト
上山 安敏
矢崎 光圀
植松 秀雄
小林 直樹
藤田 勇

一九七七年度(十一月十・十一日 国立教育会館)

統一テーマ「法規範をめぐる諸問題」

ヘーゲルとヴェーバー

「自立人」概念の歴史的構造について

ケルゼンの強制秩序概念と授權規範論

法規範と法体系

イギリスにおける最近の議論を中心に

法の拘束力の概念と機能

法の妥当と規範性

法規範の性格 法における存在と当為

一九七八年度(十二月七・八日 京都府立勤労会館)

統一テーマ「日本の法哲学・第一回(学会創立三十周年記念)」

法思考における批判理論の位置(統一テーマ外)

加古法哲学における近代市民法の体系性

西周の法思想

小野 粹

中国古代の法思想についての一考察(統一テーマ外)

中島 重 その社会連帯の法哲学

宮澤俊義

恒藤恭の法哲学 特に法の本質について

笹倉 秀夫
菅野喜八郎
深田 三徳
佐藤 節子
竹下 賢
天野 和夫
松浦 好治
田中 茂樹
長尾 龍一
大橋智之輔
石川 英昭
武 邦保
原 秀男
八木 鉄男

一九七九年度(十一月五・六日 日本青年館)

統一テーマ「日本の法哲学・第二回」

ヴェーバー法社会学理論における

「合理性」の問題(統一テーマ外)

木村龍二博士の法哲学と刑法理論

和田小次郎の法哲学

西周の法哲学

穂積陳重の学問

尾高朝雄の法哲学

吉田 勇
大野 平吉
佐藤 篤士
蓮沼 啓介
碧海 純一
矢崎 光圀

一九八〇年度(十一月十五・十六日 福岡大学)

統一テーマ「法と言語」

ペンタムのコモン・ロー批判

『釈義註解』を中心にして (統一テーマ外)

ケルゼンにおける法と原語
罪刑法定主義とレトリック
情報化社会に於ける法と言語

法と言語行為
法と言語体系
法と自然言語 共通感覚論の観点から

情報哲学と法哲学との関係について

一九八一年度(十一月十四・十五日 青山学院大学)

統一テーマ「法・法学とイデオロギー」

ケルゼンにおける「イデオロギー」問題
法的思考とイデオロギー

日本憲法学における「科学」と「思想」

民法学におけるイデオロギーと思想

分析法学とイデオロギー

「所有的個人主義」批判者としてのハンス・ケルゼン・再説

「純粋法学」のイデオロギー批判的性格と

イデオロギー的性格

一九八二年度(十一月十一・十二日 奈良県文化会館)

統一テーマ「法と強制」

ロックにおける同意論の構造

法と強制

法とパターナリズム

法と強制

ヤーコブ・グリュムの歴史法学

国際法と強制

一九八三年度(十一月十二・十三日 南山大学)

統一テーマ「社会契約論」

純粋法学と自然法理論

石井 幸三

土屋恵一郎

植松 秀雄

古林 祐二

森際 康友

守屋 正通

中村雄二郎

兼子 義人

田中 成明

樋口 陽一

星野 英一

中村 晃紀

今井 弘道

齋藤 英也

田中 茂樹

中村 直美

八木 鉄男

堅田 剛

尾崎 重義

高橋 広次

古代・中世の社会契約論

スアレスの思想を中心として

科学・哲学革命と社会契約論 ホッブスを中心として

ヘーゲルと社会契約論

イエーナ期諸論考を手がかりとして

ホッブスとヒューム

社会契約論の可能性と限界

一九八四年度(十一月十七・十八日 上智大学)

統一テーマ「権利論」

法的正当化の構成についての一考察

道徳的権利について J・S・ミルの見解を中心に

権利概念をめぐる諸問題の一考察

権利論の一側面 民法学の立場から

法律行為における権利義務概念

権利の存在論的考察 J・ダバンの権利論に因んで

一九八五年度(十一月六・七日 九州大学)

統一テーマ「法哲学と社会哲学」

自然権論と功利主義

秩序について 自然・社会・経済・法

M・ヴェーバーの社会理論における「合理性」の再検討

主にN・ルーマンと

J・ハーバマスのヴェーバー批判を通して

合理性問題の一考察

ヘーゲルの実践哲学 イエーナ期を中心として

ヘーゲル法哲学の現代的意義

一九八六年度(十一月十四・十五日 一橋大学)

統一テーマ「東西法文化」

法の権威性(個別報告)

法をめぐる異文化相互の距離と接合

ホセ・ヨンバルト

藤原 保信

三島 淑臣

桂木 隆夫

井上 達夫

長谷川 晃

小谷野勝巳

深田 三徳

原島 重義

佐藤 節子

水波 朗

平塚 仁彦

嶋津 格

吉田 勇

岩倉 正博

篠津 安恕

城塚 登

大塚 滋

矢崎 光園

西洋法と日本法の接点
極東の法観念に関する誤解
法適用と法律学(個別報告)
法系論と日本法
中国文化の考察

利谷 信義
大木 雅夫
平野 敏彦
五十嵐 清
滋賀 秀三

一九八七年度(十一月二七・二八日 立命館大学)

統一テーマ「功利主義と法理論」

ホップスの Elements of Law について(個別報告)

法と狭義の道徳

法における効率性 不法行為法の観点から

私的利益と規範の生成

功利主義対自然権論争への疑問

法と暴力 ベンヤミンの

「暴力批判論」を手がかりとして(個別報告)

R・M・ヘアの二層理論と法 現代功利主義の立場

三吉 敏博
森村 進
小林 秀文
小林 公
落合 仁司

森末 伸行
山内友三郎

一九八八年度(十一月十一・十二日 明治学院大学)

統一テーマ「法秩序の生成と変動」

イデオロギー論と法存在論

マイホーファーの見解について

正義論のゆらぎ 脱構築とN・ルーマンのシステム論

H・L・A・ハート著『法の概念』における概念と事実

Nordic Realism の特質について

イヨルゲンセンの見解を手がかりとして

法の捉え方の二つの様相

認識論的な、或いは客観的精神としての法の把握

統一テーマ報告

法秩序における真実と事実

法体系の発生における原基形態と互酬性

現代における「法的なもの」の動揺と拡散

松岡 誠
駒城 鎮一
布川 玲子

出水 忠勝

柳沢 謙次

井上 茂

田中 茂樹
名和田是彦

自制的秩序と論争
ナチズムにおける法体制の変動
Ernst Fraenkelの「二重国家」を中心に
イギリス近代法の多元的構造
法の歴史的分析の再構成のために

桂木 隆夫
船越 耿一
戒能 通厚

一九八九年度(十一月十六・十七日 岡山・カルチャーホテル)

統一テーマ「現代における 個人 共同体 国家」

分科会報告

初期ヘーゲルにおける「Positivität」について

イエーリングにおける社会と国家

エミール・ラスクの法哲学

自然法と実践知

十八世紀フランス憲法原理の法思想的考察

自由主義の哲学的諸基礎について

統一テーマ報告

統一テーマについて

共同体論 その諸相と射程

市民的政治文化 と

M・ウェーバーにおける個人・共同体・国家

労働法における個人・団体・国家

ドゥオーキンの法哲学・政治哲学とリベラリズム

憲法学において「自己決定権」をいうことの意味

油納 芳生
山口 迪彦
陶久 利彦
葛生栄二郎
畑 安次
玉木 秀敏

菅倉 秀夫
井上 達夫

今井 弘道
西谷 敏

旗手 俊彦
佐藤 幸治

西野 基継

坂東 義雄
大野 達司

一九九〇年度(九月七・八日 北海道大学)

統一テーマ「法的思考の現在」

分科会報告

人間の尊厳の問題性

ドイツ国家論の展開とH・カントロヴィッツ

「認識論的三元主義」の国家観に寄せて

機能主義と社会統合 H・ヘラーの場合

西野 基継

坂東 義雄
大野 達司

「法による道徳の強制」論再考 生命科学のインパクト
 スコットランド法文化研究・序説
 都市と民主主義・個人主義

統一テーマ報告

統一テーマについて

法的思考とは何か

法的空間の基礎理論 正当化要求倫理の代償

法的思考の特性と限界

その「合理性」の批判的検討を中心に

現代社会の法思考

「政治的なるもの」の変容

一九九一年度(十一月八・九日 日本大学)

統一テーマ「現代所有論」

分科会報告

法哲学の現在と未来 アルトゥール・カウフマンの

最近の諸論考をめぐって

ルターと自然法論

所有をもつて所有を制す

ある財産権批判の系譜をたどって

法的視点の確定は可能か 八〇年代英米法思想の一断面

沖縄から見たホップス『リヴァイヤサン』の一解釈

現象学と法哲学 相互主観性と政治的共同体

統一テーマ報告

統一テーマについて

近代の哲学的所有理論 ロックとカントを中心に

所有における普遍的契機の所在

現代日本の所有問題とその歴史的文脈

コメント

所有権は何のためか

所有権の相対化のために

エンタイトルメント・自己所有・系譜学

コメント 塩野谷祐一

山崎 康仕
 角田 猛之
 中村 浩爾

今井 弘道
 龜本 洋

松浦 好治

小林 直樹

森際 康友
 川崎 修

永尾 孝雄
 伊藤平八郎

住吉 雅美
 石前 禎幸

徳永 賢治
 青山 治城

井上 達夫
 三島 淑臣

岩倉 正博
 水林 彪

森末 伸行
 嶋津 格

橋爪大三郎

丸山 隆史
 川本 英気

一九九二年度(十一月十二・十三日 関西大学)

統一テーマ「実践理性と法」

分科会報告

判断・中立性・共同体 アダム・スミスの場合

キケロの自然法思想 実定法批判を中心に

必然と自由 ハンナ・アレントの場合

普遍化可能性テーゼの有効射程

あるいは、ディケーに対する いちゃもん

法的思考と実践理性

レトリックのパラドックス(RP)を越えて

ネオ・リーガル・プラグマティズムの可能性

ドウォーキンの評価とその検討

統一テーマ報告

統一テーマについて

ブルーデンチアと自然法

法的弁証とレトリック

コメント

実践的推論と「法と経済学」 法解釈と経済学の役割

コメント

実践理性と法

英米裁判官の Artificial Reason の理念を中心に

コメント

法学における理論と実践

十八世紀から十九世紀への移行期のドイツを中心に

コメント

統一テーマ「生と死の法理」

分科会報告

法的判断の特色を探る方向について

判決理由は素材になりうるか

コメント

上山 友一

町村 匡子
 青野 透
 金刺 亮介

高橋 文彦

小畑 清剛

高瀬 暢彦

高橋 広次
 稲垣 良典

植松 秀雄
 中村雄二郎

林田 清明
 長谷川 晃

松平 光央
 松浦 好治

石部 雅亮
 星野 英一

成蹊大学

コメント

桜井 徹 高田 敏

一九九六年度(十一月八・九日 明治大学)
統一テーマ「多文化時代と法秩序」

分科会報告

デリダと法哲学

ガライウス『法学提要』の法思想史的意義

自然法と共同善

遺伝情報と自己決定 妊娠・出産・中絶と個人の意思

自己解釈的動物としての人間における自由

C・テイラーの所論の検討

リベラリズムの逆説性と視点 T・ネーゲルの議論より

統一テーマ報告

統一テーマについて

多文化に直面するヨーロッパ統合と「文化的多様性」

多文化主義と法秩序

東アジア・東南アジアの挑戦/欧米の相対化

多文化状況とリベラリズム

コメント

多文化時代に求められる法秩序

普遍的な法理論の視点を中心として

文化的多元性と公共的対話

コメント

今井 弘道 酒匂 一郎
今福 龍太

ホセ・ヨンバルト

植木 一幹

杉田 秀一

長谷川 晃

梶田 孝道

坪井 善明

石山 文彦

角田 猛之

桂木 隆夫

この記録を作成するために参照した資料は、『法哲学四季報』全号および『法哲学年報』全号の総会記事である。さらに、『法哲学年報』一九七九 日本法哲学会創立30周年記念特集(2) 『日本の法哲学』に掲載された『日本法哲学学会学術大会研究報告テーマ・報告者氏名一覧表』(二五八〜二六五頁)は、遺漏の多い『四季報』や『年報』の情報をかなり穴埋めしてくれた。なお、報告テーマ等について、『総会記事』の表記と『一覧表』の表記とが完全には符合していない場合は、刊行

委員会の判断で、当該報告に時間的に近い『年報』等の記事に従った。



日本法哲学会歴代役員一覽

一九四八年度選出役員

会長 田中耕太郎

理事 片山金章 恒藤 恭 川村 又介 船田 亨二

菊池 勇夫 峯村 光郎 木村 龜二 宮澤 俊義

末川 博 横田喜三郎 鈴木 義男 和田小次郎

滝川 幸辰 尾高 朝雄 田中耕太郎

監事 島田 武夫 田中 二郎

(一九五〇年度選出役員から、一九五四年度選出役員までについては不明であった。)

一九五六年度選出役員

理事 一又 正雄 井上 茂 片山 金章 加藤 新平

菊池 勇夫 木村 龜二 小林 直樹 田中耕太郎

恒藤 恭 恒藤 武二 廣濱 嘉雄 船田 亨二

峯村 光郎 矢崎 光圀

監事 山田 晟

一九五七年度選出役員

理事 一又 正雄 井上 茂 片山 金章 加藤 新平

菊池 勇夫 木村 龜二 小林 直樹 田中耕太郎

恒藤 恭 恒藤 武二 中谷 敬寿 野田 良之

廣濱 嘉雄 船田 亨二 峯村 光郎 矢崎 光圀

監事 山田 晟

一九五八年度選出役員

理事 一又 正雄 井上 茂 加藤 新平 片山 金章

菊池 勇夫 木村 龜二 小林 直樹 立石 竜彦

田中耕太郎 恒藤 恭 恒藤 武二 中谷 敬寿

野田 良之 廣濱 嘉雄 船田 亨二 峯村 光郎

矢崎 光圀

監事 山田 晟

一九五九年度選出役員

理事 碧海 純一 阿南 成一 一又 正雄 井上 茂

片山 金章 加藤 新平 菊池 勇夫 木村 龜二

立石 竜彦 田中耕太郎 恒藤 恭 恒藤 武二

中谷 敬寿 野田 良之 広浜 嘉雄 船田 亨二

峯村 光郎 矢崎 光圀

監事 小林 直樹 山田 晟

一九六〇年度選出役員

理事 碧海純一 阿南成一 天野和夫 一又正雄

井上茂 加藤新平 菊池勇夫 木村龜二

立石龍彦 恒藤恭 恒藤武二 中谷敬寿

野田良之 原田鋼 平野秩夫 船田亨二

松尾敬一 峯村光郎 矢崎光圀

監事 小林直樹 山田晟

一九六一年度選出役員

理事長 恒藤 恭 碧海純一 天野和夫 一又正雄

理事 阿南成一 加藤新平 菊池勇夫 木村龜二

井上茂 恒藤恭 恒藤武二 中谷敬寿

立石龍彦 原田鋼 平野秩夫 船田亨二

野田良之 峯村光郎 宮澤俊義 矢崎光圀

松尾敬一 山田晟

監事 小林直樹

一九六三年度選出役員

理事長 恒藤 恭 阿南成一 天野和夫 一又正雄

理事 碧海純一 加藤新平 菊池勇夫 木村龜二

井上茂 恒藤恭 恒藤武二 飛沢謙一

立石龍彦 原田鋼 平野秩夫 船田亨二

中谷敬寿

松尾 敬一 峯村 光郎 宮澤 俊義

三代川潤四郎 矢崎 光圀

監事 小林 直樹 野田 良之

一九六五年度選出役員

理事長 峯村 光郎 天野 和夫 井上 茂 加藤新平

理事 阿南成一 木村 龜二 小林 直樹 立石龍彦

菊池 勇夫 中谷 敬寿 野田 良之 原田 鋼

飛沢 謙一 松尾 敬一 水波 朗 峯村 光郎

平野 秩夫 宮澤 俊義 三代川潤四郎 八木 鉄男

宮澤 俊義 碧海 純一

矢崎 光圀 松下 輝雄

監事 恒藤 武二

一九六七年度選出役員

理事長 峯村 光郎 阿南成一 天野 和夫 井上 茂

理事 碧海純一 加藤新平 菊池 勇夫 木村 龜二

大橋智之輔 立石 龍彦 恒藤 武二 飛沢 謙一

小林 直樹 原田 鋼 平野 秩夫 松尾 敬一

中谷 敬寿 宮澤 俊義 三代川潤四郎

水波 朗 矢崎 光圀

八木 鉄男 松崎 輝雄

監事 野田 良之 松下 輝雄

(一九六九年度選出役員については不明であった。)

一九七二年度選出役員

理事長 加藤 新平

理事 碧海 純一 阿南 成一 天野 和夫 井上 茂

大橋智之輔 菊池 勇夫 木村 亀二 立石 竜彦

千葉 正士 飛沢 謙一 中谷 敬寿 平野 秩夫

松尾 敬一 水波 朗 峯村 光郎 宮澤 俊義

三代川潤四郎 八木 鉄男

監事 野田 良之 松下 輝雄

一九七三年度選出役員

理事長 加藤 新平

理事 碧海 純一 阿南 成一 天野 和夫 井上 茂

大橋智之輔 菊池 勇夫 立石 竜彦 平野 秩夫

千葉 正士 飛沢 謙一 中谷 敬寿 松尾 敬一

水波 朗 峯村 光郎 宮澤 俊義 三代川潤四郎

八木 鉄男 矢崎 光圀

監事 野田 良之 松下 輝雄

一九七五年度選出役員

理事長 井上 茂

理事 碧海 純一 阿南 成一 天野 和夫

上原 行雄 大橋智之輔 加藤 新平 佐藤 節子

立石 龍彦 田中 成明 千葉 正士 原 秀男

平野 秩夫 福山 仙樹 松尾 敬一 三島 淑臣

水波 朗 峯村 光郎 三代川潤四郎

八木 鉄男 矢崎 光圀 ホセ・ヨンパルト

監事 野田 良之 松下 輝雄

一九七七年度選出役員

理事長 井上 茂

理事 碧海 純一 阿南 成一 天野 和夫 上原 行雄

大橋智之輔 加藤 新平 佐藤 節子 立石 龍彦

田中 成明 長尾 龍一 原 秀男 平野 秩夫

松下 輝雄 三島 淑臣 水波 朗 峯村 光郎

三代川潤四郎 八木 鉄男 矢崎 光圀

ホセ・ヨンパルト

監事 小林 直樹 野田 良之

一九七九年度選出役員

理事長 矢崎 光圀

理事 碧海 純一 青井 秀夫 阿南 成一 天野 和夫

上原 行雄 大橋智之輔 佐藤 節子 田中 成明

長尾 龍一 中村 雄二郎 野田 良之 原 秀男

平野 秩夫 松下 輝雄 三島 淑臣 水波 朗
三代川潤四郎 八木 鉄男 ホセ・ヨンパルト

井上 茂 加藤 新平
監事 小林 直樹 深田 三徳

一九八一年度選出役員

理事長 矢崎 光圀

理事 青井 秀夫 碧海 純一 阿南 成一 天野 和夫
上原 行雄 植松 秀雄 大橋智之輔 小林 直樹
佐藤 節子 田中 成明 田中 茂樹 長尾 龍一
中村雄二郎 野田 良之 原 秀男 平野 秩夫
松下 輝雄 三島 淑臣 水波 朗 三代川潤四郎
八木 鉄男 ホセ・ヨンパルト

井上 茂 加藤 新平
監事 小谷野勝巳 深田 三徳

一九八三年度選出役員

理事長 矢崎 光圀

理事 井上 茂 青井 秀夫 碧海 純一 阿南 成一
天野 和夫 上原 行雄 植松 秀雄 大橋智之輔
小林 直樹 長尾 龍一 中村雄二郎 原 秀男

平野 秩夫 松下 輝雄 三島 淑臣 水波 朗
三代川潤四郎 八木 鉄男 ホセ・ヨンパルト
監事 小谷野勝巳 深田 三徳

一九八五年度選出役員

理事長 天野 和夫

理事 井上 茂 矢崎 光圀 青井 秀夫 碧海 純一
阿南 成一 今井 弘道 上原 行雄 植松 秀雄
大橋智之輔 小林 直樹 佐藤 節子 田中 成明
田中 茂樹 長尾 龍一 中村雄二郎 松下 輝雄
三島 淑臣 水波 朗 三代川潤四郎 八木 鉄男
吉野 一 ホセ・ヨンパルト
監事 小谷野勝巳 深田 三徳

一九八七年度選出役員

理事長 天野 和夫

理事 阿南 成一 青井 秀夫 碧海 純一 今井 弘道
上原 行雄 植松 秀雄 大橋智之輔 小林 公
佐藤 節子 笹倉 秀夫 田中 成明 田中 茂樹
竹下 賢 中村雄二郎 長尾 龍一 深田 三徳
三島 淑臣 水波 朗 森際 康友 八木 鉄男
矢崎 光圀 ホセ・ヨンパルト 吉野 一
監事 小谷野勝巳 野口 寛

一九八九年度選出役員

理事長 三島 淑臣

理事 青井 秀夫 井上 達夫 今井 弘道 上原 行雄

植松 秀雄 大橋智之輔 桂木 隆夫 兼子 義人

小林 公 小谷野勝巳 笹倉 秀夫 佐藤 節子

嶋津 格 竹下 賢 田中 成明 長尾 龍一

中村雄二郎 野口 寛 深田 三徳 松浦 好治

三島 淑臣 森際 康友 吉野 一

水セ・ヨンパルト

天野 和夫 矢崎 光圀

一九九三年度選出役員

理事長 田中 成明

理事 青井 秀夫 井上 達夫 今井 弘道 上原 行雄

植松 秀雄 大橋智之輔 桂木 隆夫 小林 公

小谷野勝巳 酒匂 一郎 笹倉 秀夫 佐藤 節子

嶋津 格 高橋 広次 竹下 賢 田中 成明

土屋恵一郎 長尾 龍一 中村 直美 平野 仁彦

深田 三徳 松浦 好治 森際 康友

水セ・ヨンパルト

天野 和夫 三島 淑臣 矢崎 光圀

監事 桂木 隆夫 高橋 広次

一九九一年度選出役員

理事長 三島 淑臣

理事 青井 秀夫 井上 達夫 今井 弘道 上原 行雄

植松 秀雄 大橋智之輔 桂木 隆夫 小林 公

小谷野勝巳 笹倉 秀夫 佐藤 節子 嶋津 格

高橋 広次 竹下 賢 田中 成明 土屋恵一郎

長尾 龍一 中村 直美 野口 寛 深田 三徳

松浦 好治 三島 淑臣 森際 康友

水セ・ヨンパルト 天野 和夫 矢崎 光圀

監事 野口 寛 桂木 隆夫

一九九五年度選出役員

理事長 田中 成明

理事 青井 秀夫 井上 達夫 今井 弘道 上原 行雄

植松 秀雄 大塚 滋 桂木 隆夫 亀本 洋

小林 公 小谷野勝巳 酒匂 一郎 笹倉 秀夫

嶋津 格 高橋 広次 竹下 賢 土屋恵一郎

角田 猛之 中村 直美 名和田是彦 平野 仁彦

深田 三徳 松浦 好治 森際 康友 森末 伸行

水セ・ヨンパルト

三島 淑臣 田中 成明
 監事 高橋 広次 酒匂 一郎

一九九七年度選出役員

理事長 笹倉 秀夫
 理事 青井 秀夫 石前 禎幸 井上 達夫
 今井 弘道 植松 秀雄 大塚 滋
 桂木 隆夫 亀本 洋 小林 公
 酒匂 一郎 嶋津 格 住吉 雅美
 高橋 広次 竹下 賢 角田 猛之
 中村 直美 名和田是彦 西野 基継
 長谷川 晃 平野 仁彦 深田 三徳
 松浦 好治 森際 康友 森村 進
 山崎 康仕
 三島 淑臣 田中 成明
 監事 酒匂 一郎 名和田 是彦

この一覧を作成するために参照した資料は、『法哲学四季報』全号および『法哲学年報』全号の総会記事、表紙裏面、ならびに本年開催された役員会の議事録等である。しかし残

念ながら、一九四九年度から一九五五年度までの諸役員、及び、一九六九年度選出の諸役員のお名前を調べることが出来なかつた。努力が足りなかつたことをお詫びしたい。また、一九六一年度『年報』における「総会記事」には、旧役員と新役員が併記されているが、その旧役員名簿は、一九六〇年度の『年報』表紙裏面記載の役員名簿とは若干食い違っているが、刊行委員会の判断で、その役員選出年度により近い一九六〇年度の記載に従つた。





「随想」執筆者（五十音順）

青井 秀夫：東北大学教授

大橋 智之輔：法政大学教授

小林 直樹：東京大学名誉教授

小谷野 勝巳：拓殖大学教授

佐藤 節子：青山学院大学名誉教授、関東学院大学教授

田中 成明：京都大学教授

田中 茂樹：大阪大学教授

千葉 正士：東京都立大学名誉教授、元東海大学教授

野口 寛：神戸大学名誉教授、元摂南大学教授

深田 三徳：同志社大学教授

三島 淑臣：九州大学名誉教授、熊本県立大学教授

水波 朗：九州大学名誉教授

矢崎 光圀：大阪大学名誉教授、元成城大学教授

編集後記

大塚 滋

昨年のことだった。我が学会は、創立してちょうど半世紀となる記念すべき一九九八年度学術大会の開催にあわせて、「記念誌」を刊行することを決定した。これは、たぶん、昨年やはり五十周年を迎えられた日本法社会学会の同じ試みの成功に刺激されたことだった。しかし、今こうして、我々の来し方を振り返り、それを可能な限り記録にとどめたこの記念誌の完成稿を前にして、刊行委員の一人として感慨を禁じえない。

人間の記憶が時とともに薄れていくことは誰もが知っている。だからこそ、法の発展がそうであったように、それを記録することが必要になる。だが、やっかいなことに、記憶がはつきりしている時期は記録に向かう意識は弱いものたらざるをえない。学会創立三十周年の折りにも、我々は、過去の学術大会の記録を残した。しかし、その後二十年がさらに経過し、そのときはまだ記憶が確かであったらう学会成立時の様々な経緯について、いくつもの「ミッシング・リンク」があることに気づいた。

十三人の理事経験者が寄せて下さった「随想」は、学会の発展に大きな貢献をされたそれぞれの先生方の思想的出自を知る上で大変興味深いばかりでなく、薄れゆく学会史の記憶を埋める貴重な証言ともなっている。先生方には、ご多忙のところご執筆いただいたこと、現在および将来の会員になりかわって改めてお礼を申し上げます。

また、竹下委員のご努力で、加藤新平先生と井上茂先生から、これまで必ずしも明らかでなかった学会成立前後の事情などお聞きできたことも、この記念誌刊行の大きな成果の一つではないかと我々委員は秘かに自負している。

最後になつたが、本記念誌刊行にあたっては、原稿の入手から編集実務に至るまで、笹原和織君にはほぼ全面的に協力願った。彼の献身的努力なしでは、私がこの「編集後記」を書くことはできなかったであろう。ここに記して謝意を表したい。

日本法哲学学会創立五十周年記念誌刊行委員会

竹下 賢（関西大学）

桜井 徹（神戸大学）

桂木 隆夫（成蹊大学）



日本法哲学会創立五十周年記念

法哲学会のあゆみ

発行日 一九九八年十一月十三日

編集 日本法哲学会創立五十周年記念誌刊行委員会

発行 日本法哲学会

〒169 8050

東京都新宿区西早稲田一六一

早稲田大学法学部研究室付

印刷所 東海大学教学部印刷業務課

〒259 1292

神奈川県平塚市北金目二一七

○四六三 五八 二二二一